

WTOドーハ・ラウンド交渉

The WTO Doha Development Agenda Negotiations

2008年10月
外務省 経済局

1-1: 多角的貿易体制の発展

GATTからWTOへ

2大原則

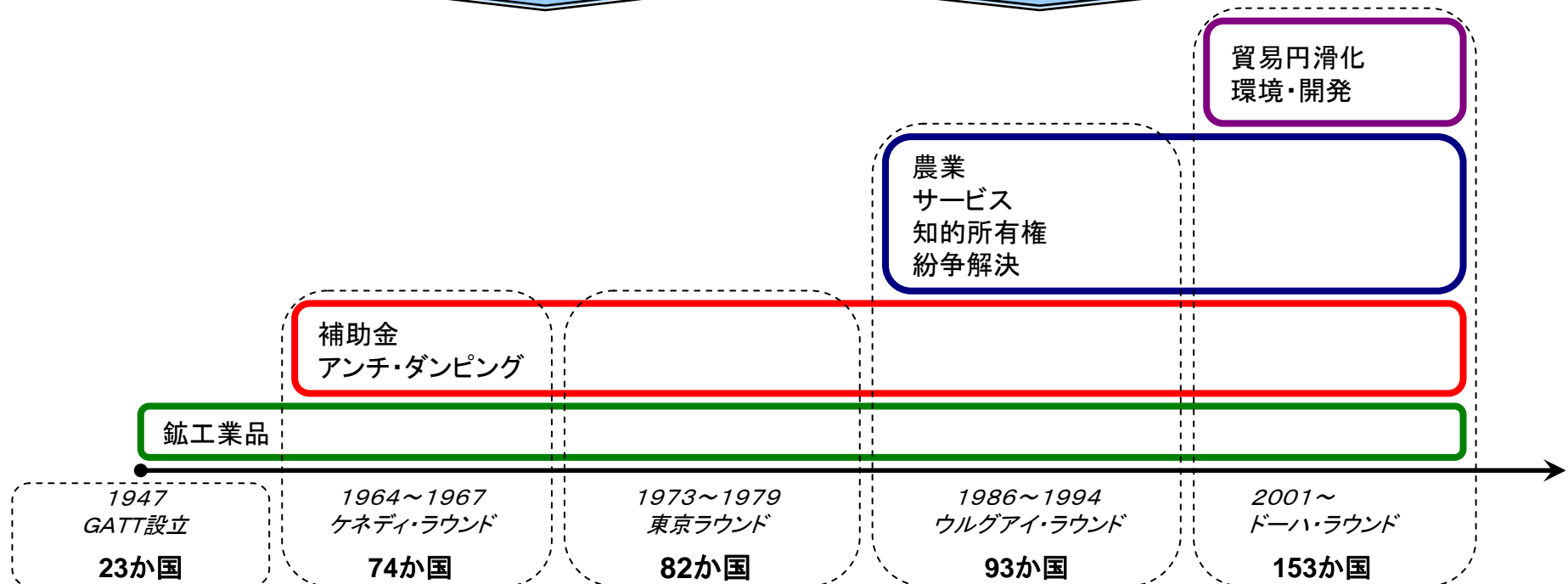
- 最恵国待遇: すべての加盟国に同等の貿易条件を与えること。
- 内国民待遇: 輸入品を国産品と同様に扱うこと。

世界経済の発展

「ラウンド」と呼ばれるすべての加盟国が参加する貿易交渉を通じて、貿易自由化をはかることで、世界の経済発展・拡大を進める。

「法の支配」の確立

WTOは、モノの関税率からサービス、知的所有権などの分野にルールを拡大。紛争解決手続により、各国の一方的措置を防止。



1-2:ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉

<DDA交渉のこれまでの流れ>

- ・ 2001年11月にドーハ閣僚会議にて交渉開始。
- ・ 当初は2004年12月を交渉期限としたが、2004年7月の枠組み合意で、2005年12月に閣僚会議(香港)を開催することを決定。
- ・ 2005年12月の香港閣僚会議で、2006年中の最終合意を目指すことで合意するも、同年7月には交渉中断。
- ・ 2007年1月に本格的に交渉が再開。2008年7月に閣僚会合が開催されたが、合意に至らず。

<DDA交渉の特徴>

- ・ 農業、鉱工業、サービスの自由化のみならず、貿易円滑化、アンチダンピング等のルール策定、強化も含んだ包括的なラウンド。
- ・ 貿易を通じた途上国の開発が最重要課題の一つ。

(参考) これまでの主なラウンド交渉

ケネディ・ラウンド(1964~67) EEC(ECの前身の一部)の成立への対処

鉱工業品関税の一括引き下げが中心

東京ラウンド(1973~79) 米国の国際収支悪化、競争力低下に端を発する保護主義の圧力への対処

補助金やダンピング防止など非関税障壁のルールを追加

ウルグアイ・ラウンド(1986~94) NAFTAや米国の一方的貿易政策への対処

新しい分野の拡大(サービス、農業、知的財産権)、高度な自動性を持った紛争解決手続を導入

1-3:ドーハ開発アジェンダの交渉分野とその進捗状況(1)

主な交渉分野の内容

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉
NAMA (非農産品市場アクセス)	鉱工業品及び林水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉
サービス	サービスの市場アクセス、国内規制、サービス分野におけるルールに関する交渉
ルール	ダンピング防止及び補助金(漁業補助金を含む)分野でのルールに関する交渉
貿易円滑化	貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、 途上国に対する「貿易のための援助」の促進

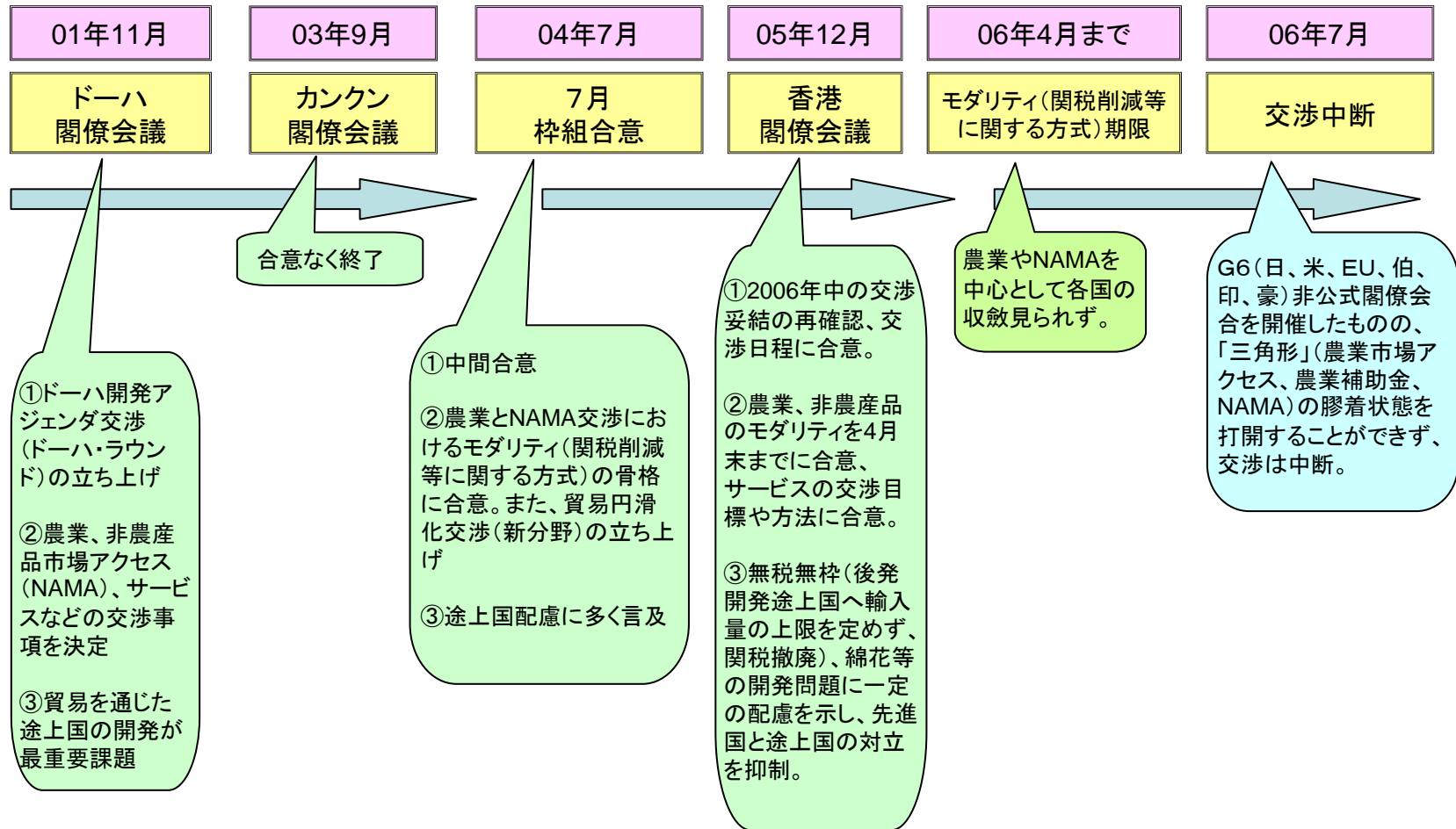
※なお、上記に加え知的財産権(地理的表示(Geographical Indication))や貿易と環境についても交渉が行われている。

1-3:ドーハ開発アジェンダの交渉分野とその進捗状況(2)

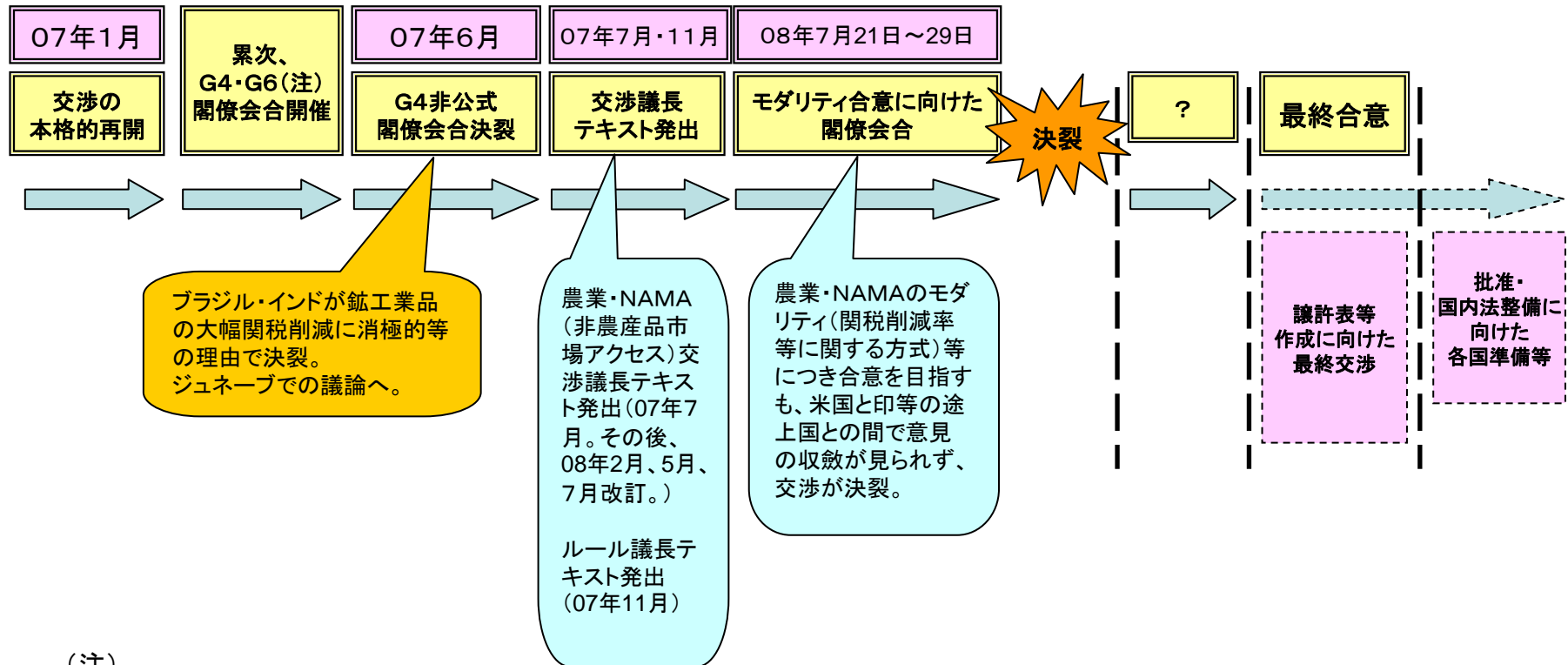
主な交渉の進捗状況

農業	7月の閣僚会合では、ラミー事務局長提案をベースに議論が行われるも、途上国向け特別セーフガード措置(SSM)の発動条件をめぐる米国とインド・中国が対立し、交渉が決裂。但し、これ以外にも、米国の綿花補助金、重要品目の数とその柔軟な扱い等の論点が残る。
NAMA	7月の閣僚会合では、ラミー事務局長提案をベースとした関税削減に係るスイスフォーミュラの係数、途上国の柔軟性、反集中条項等につき議論は収束に近づいた。
サービス	7月の閣僚会合の際に開催されたシグナリング閣僚会合(主要国・地域が次期改訂オファーの内容を示唆し合う会合)で前向きな進展あり。
ルール	ルール交渉議長のテキスト(昨年11月発出)は、アンチダンピングでゼロイングを一部容認し、禁止される漁業補助金の範囲が広範に過ぎるなど、バランスの取れていない内容。交渉状況を適切に反映した改訂議長テキストをできる限り早期に発出するよう求めてきている(先の閣僚会合では本格的議論なし)。
貿易円滑化	加盟国が提出した提案をWTO事務局が取りまとめた編集文書に基づき、貿易円滑化協定の策定を目指して条文ベースの交渉が進められている(先の閣僚会合では本格的議論なし)。

1-4. WTOドーハ・ラウンド交渉の流れ(1) (2001年11月～2006年7月)



1-4. WTOドーハ・ラウンド交渉の流れ(2) (最近の動き)

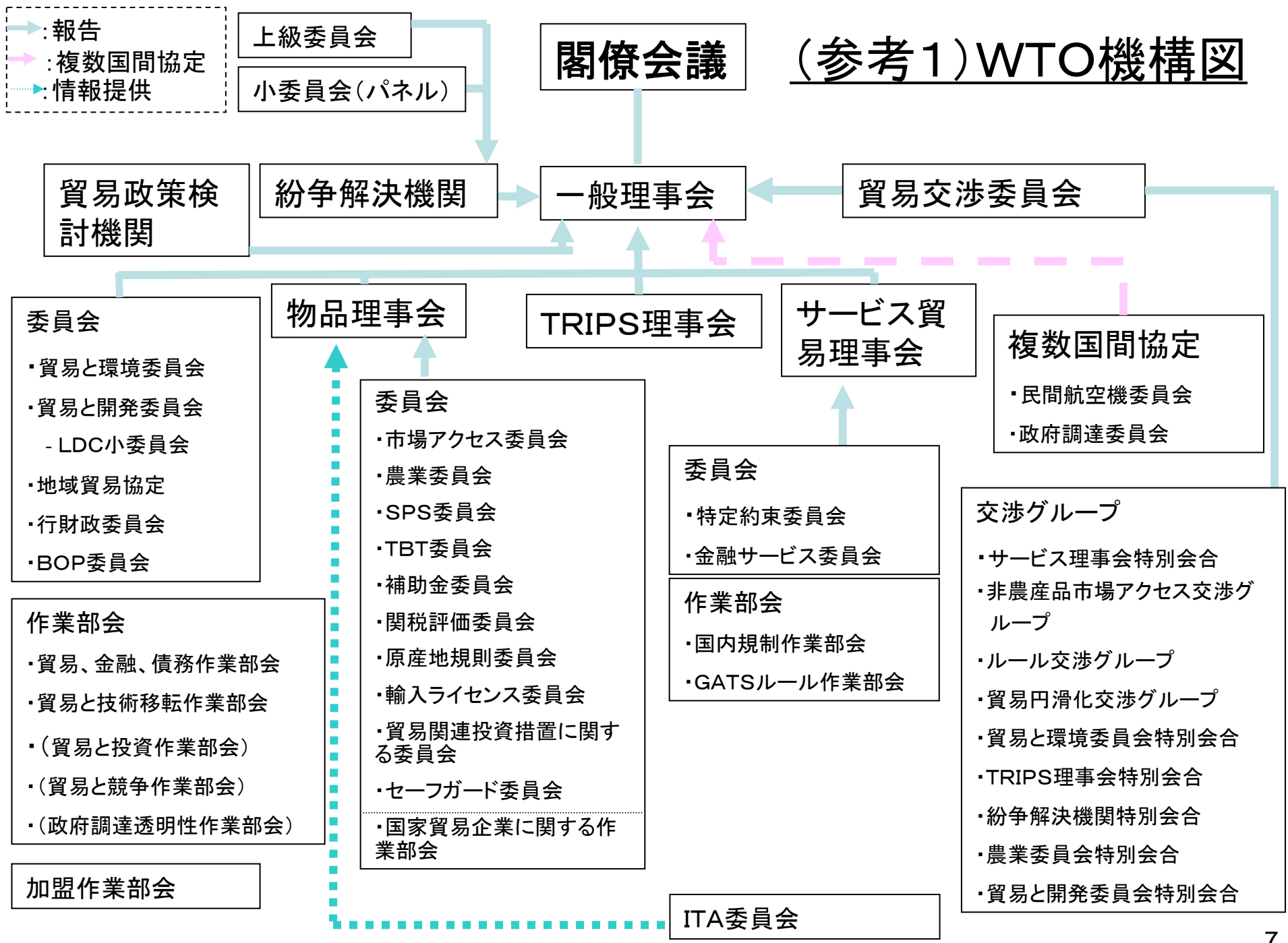


(注)

G6: 日、米、EU、伯、印、豪

G4: 米、EU、伯、印

(参考1)WTO機構図



(参考2)WTO諸機関の議長

1. 常設機関

一般理事会 ゴスパー大使(オーストラリア)

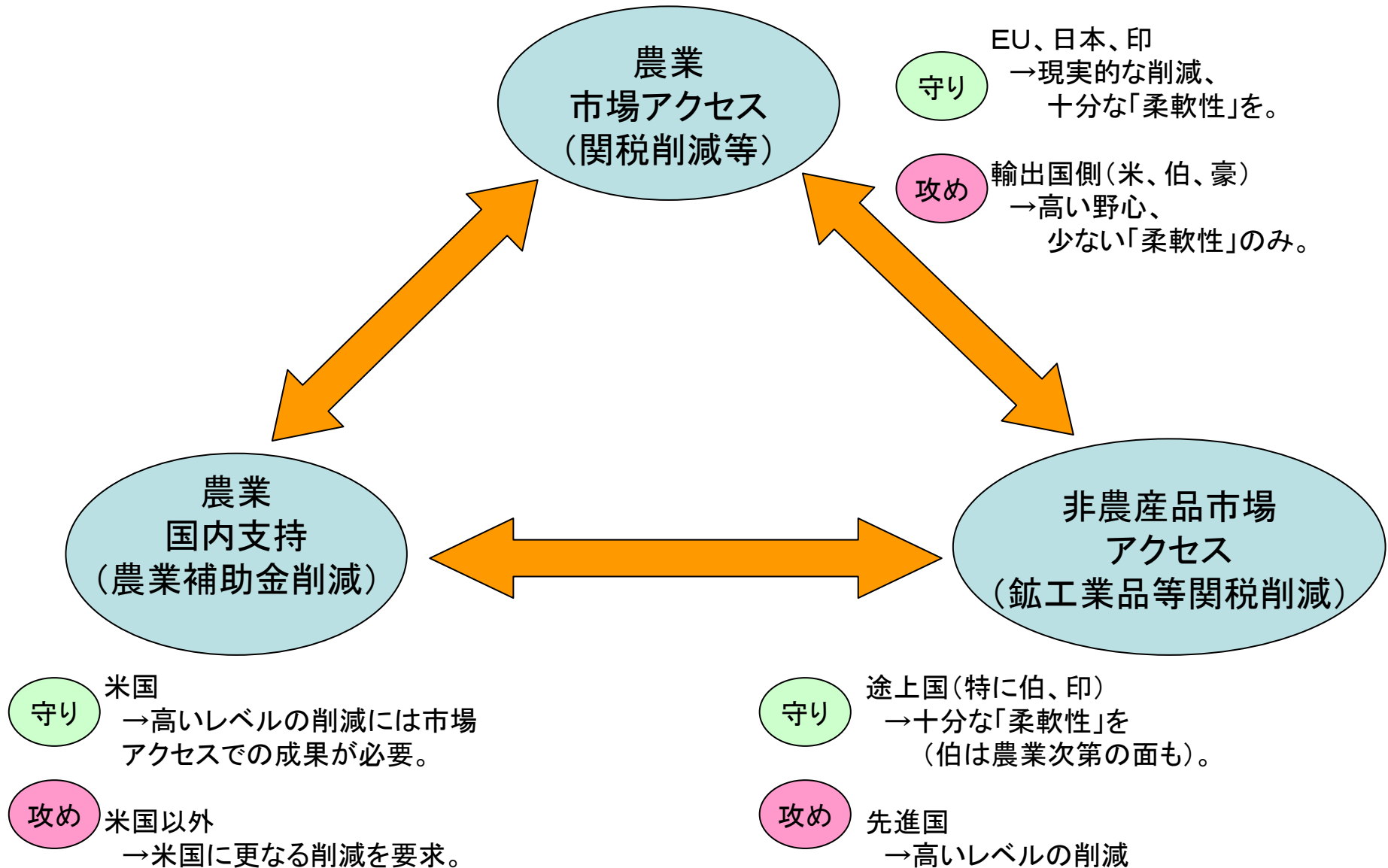
2. 交渉グループ

農業	ファルコナー大使	NZ
非農産品	ワセシャ大使	スイス
サービス	デ・マテオ大使	メキシコ
ルール	ヴァイエス大使	ウルグアイ
TRIPs	クラーク大使	バルバドス
貿易と環境	ティハンキ大使	フィリピン
貿易と開発	ソファスティアンフォン大使	タイ
DSU改正	サボリオ・ソト大使	コスタリカ
貿易円滑化	ユート大使	グアテマラ

3. WTOの通常機関

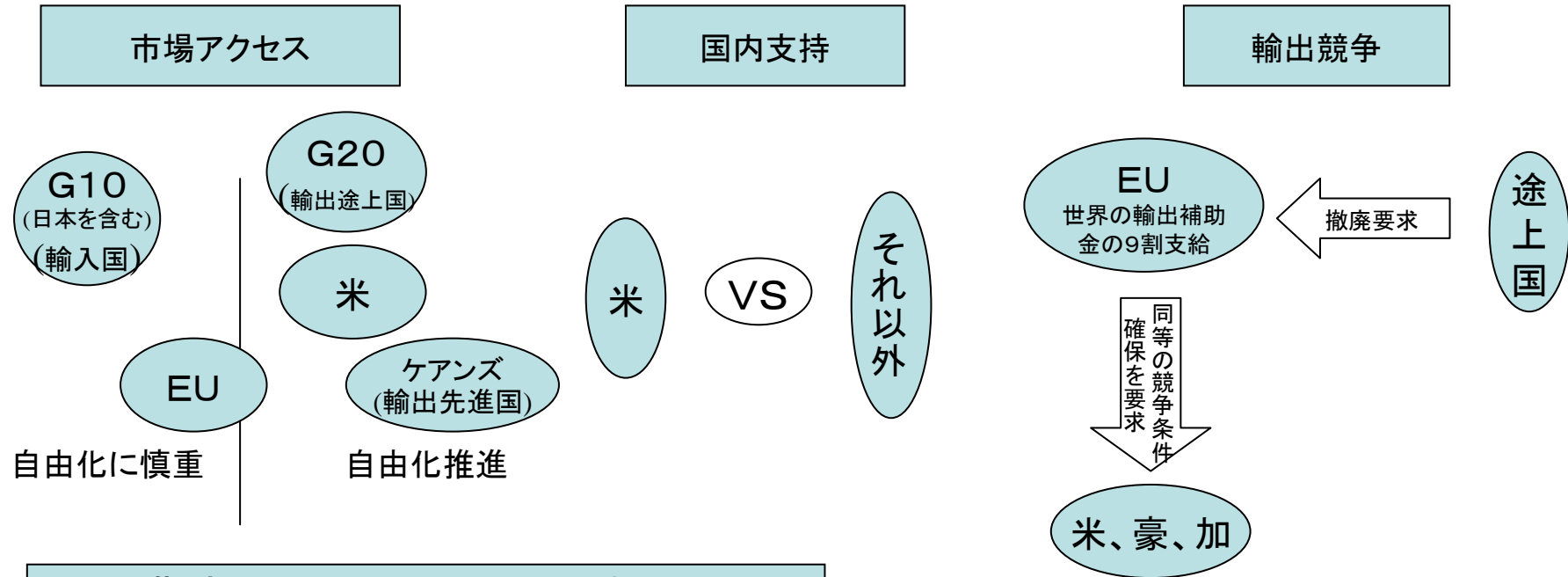
紛争解決機関 (DSB)	マテウス大使	チリ
貿易政策検討機関 (TPRB)	アガー大使	ナイジェリア
物品理事会	タン大使	シンガポール
サービス貿易理事会	クラーク大使	バルバドス
TRIPS理事会	マトウリン大使	ジャマイカ
「貿易と環境」委員会 (CTE)	ティハンキ大使	フィリピン
「貿易と開発」委員会 (CTD)	セルヴァンシング大使	モーリシャス
国際収支上の目的のための 制限委員会(BOP)	チパジワ大使	ジンバブエ
地域貿易協定委員会 (CRTA)	ブラウンス大使	ドイツ
行財政委員会	リンチ次席代表	NZ
「貿易と技術移転」 作業部会	バドゥウ大使	ガーナ
「貿易と金融、債務」 作業部会	バンガー大使	インド

2-1: 主要論点に関する主要国・グループの立場

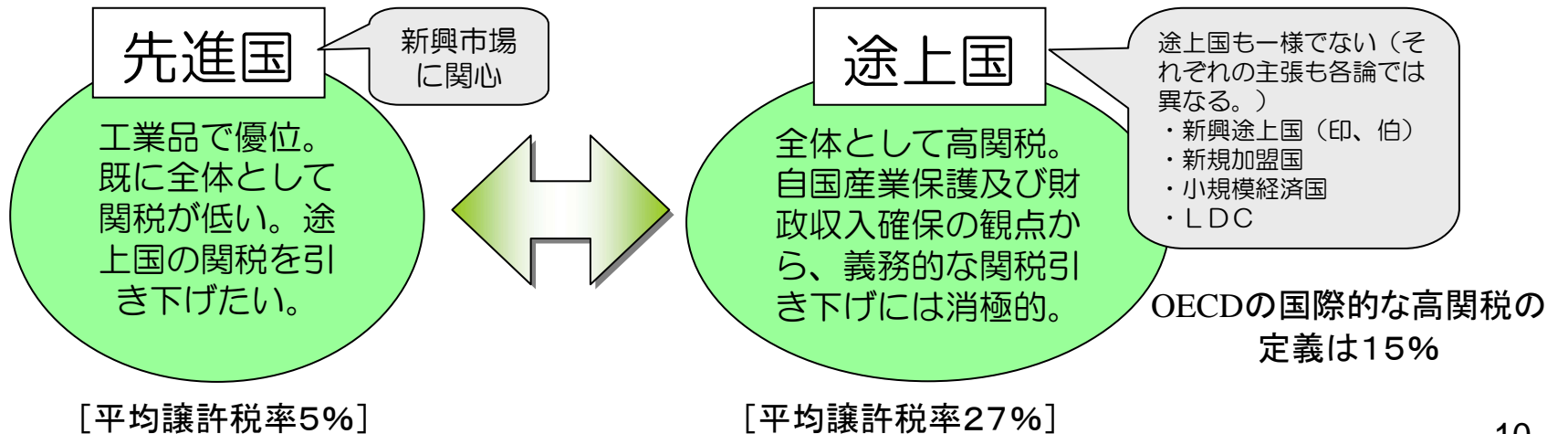


2-2: 主要分野の対立構造

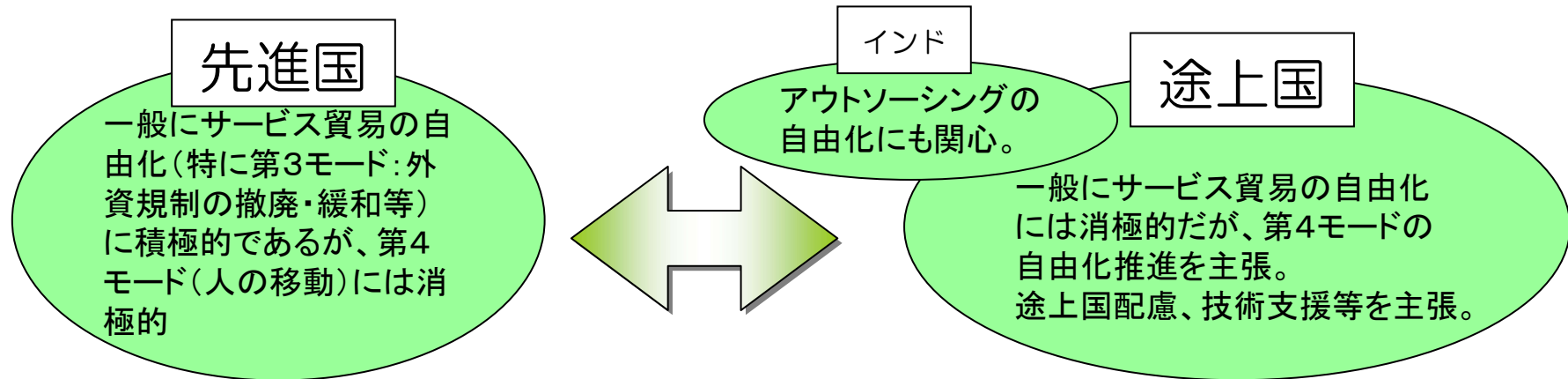
1. 農業



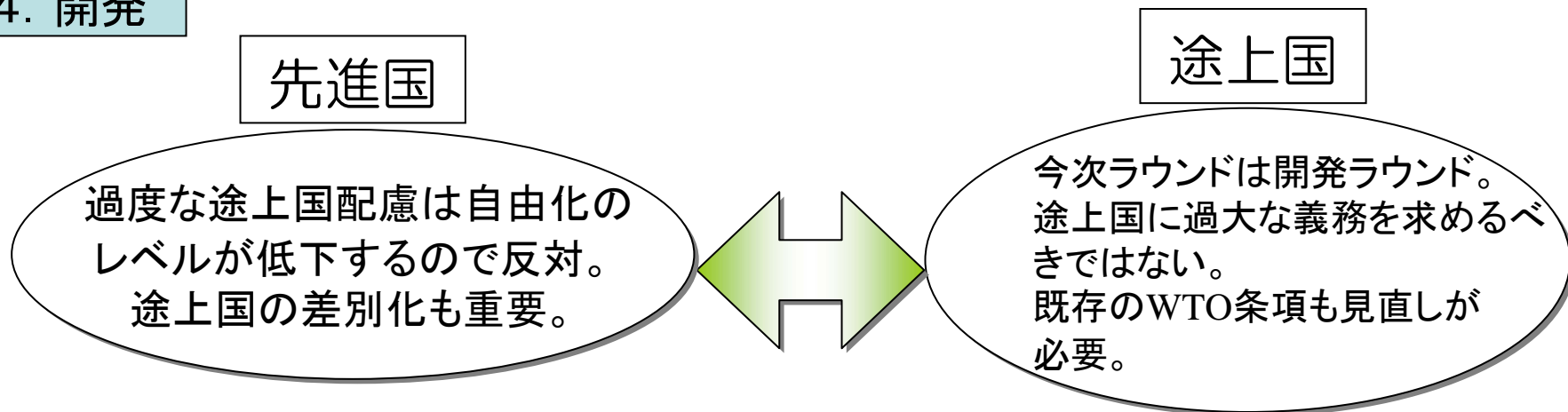
2. 非農産品市場アクセス交渉 (NAMA)



3. サービス

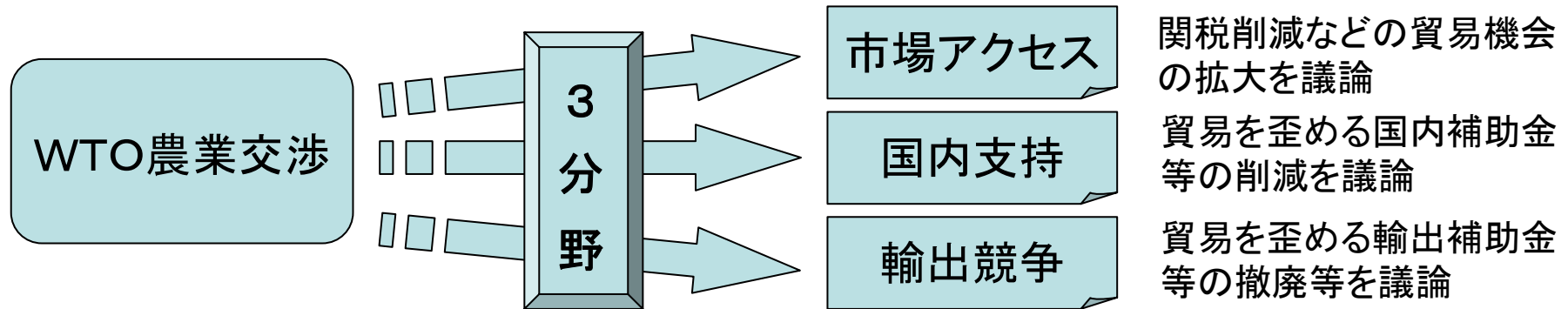


4. 開発



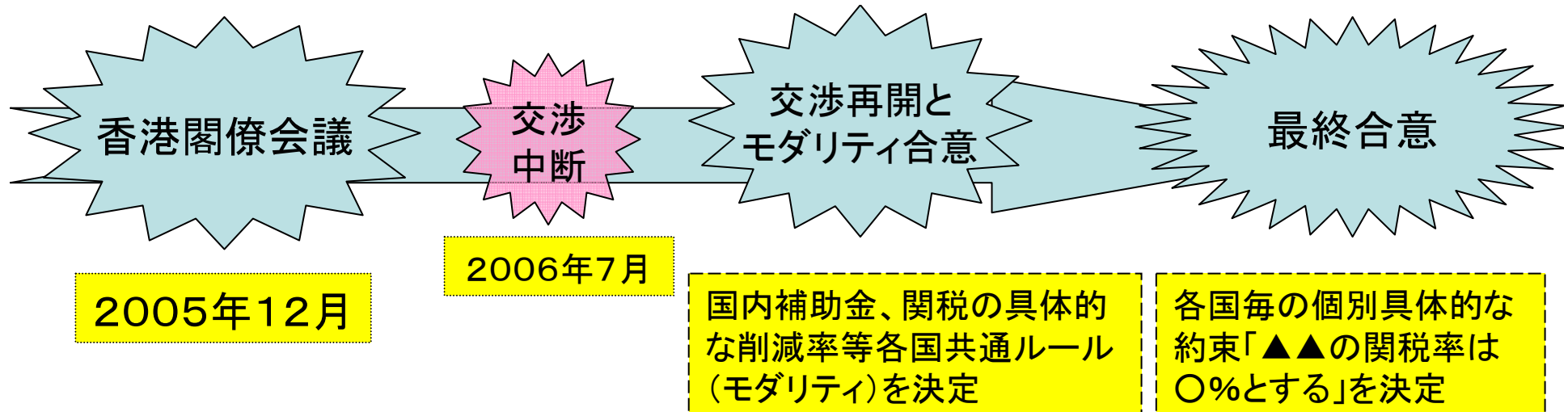
3-1: 農業交渉の大枠

WTO農業交渉の3分野

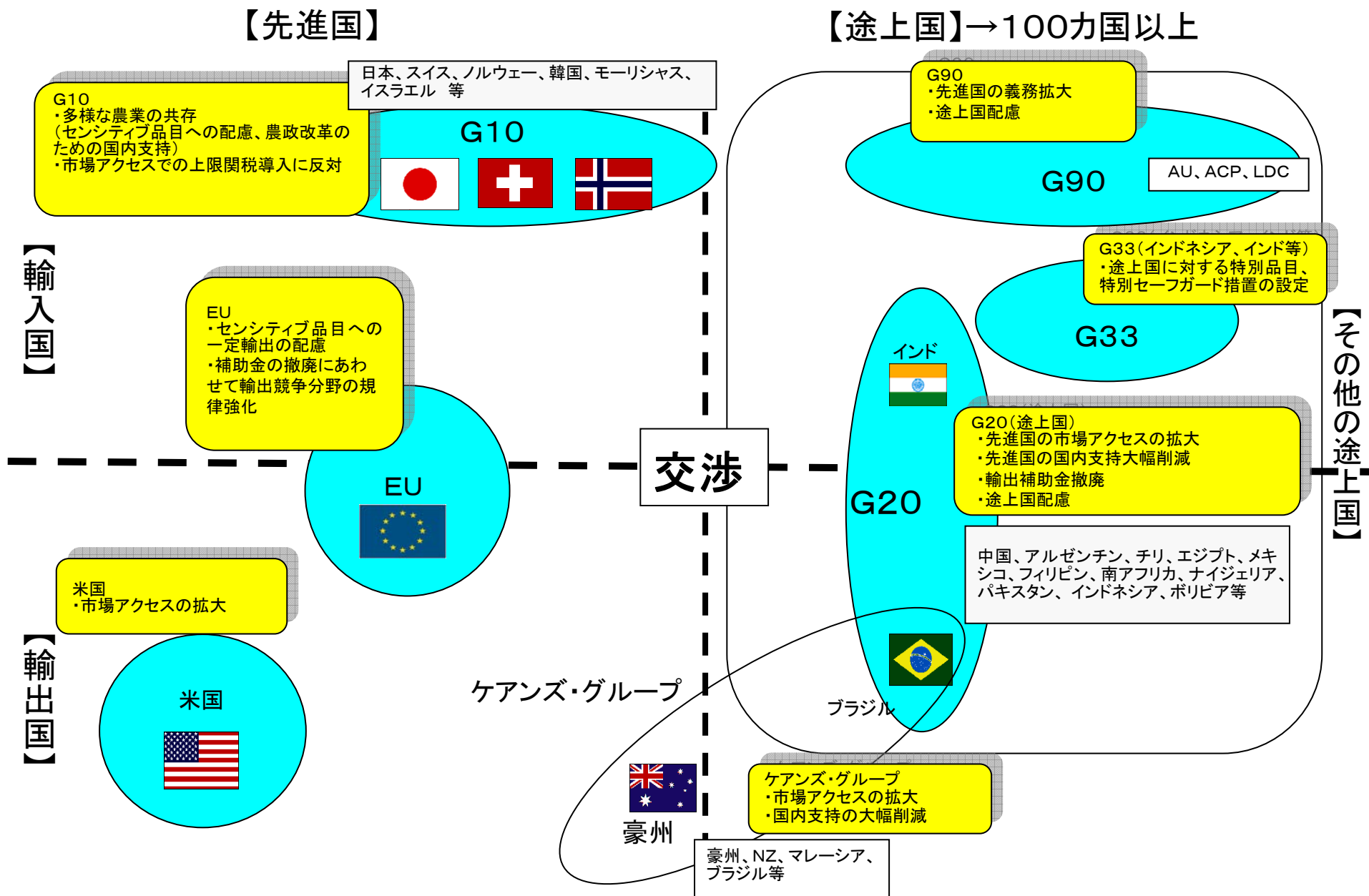


香港閣僚会議閣僚宣言の位置付け

輸出補助金の撤廃期限及び国内補助金や関税の削減方式の大枠を決定。



3-2: 交渉の構図及び我が国と各国の関心



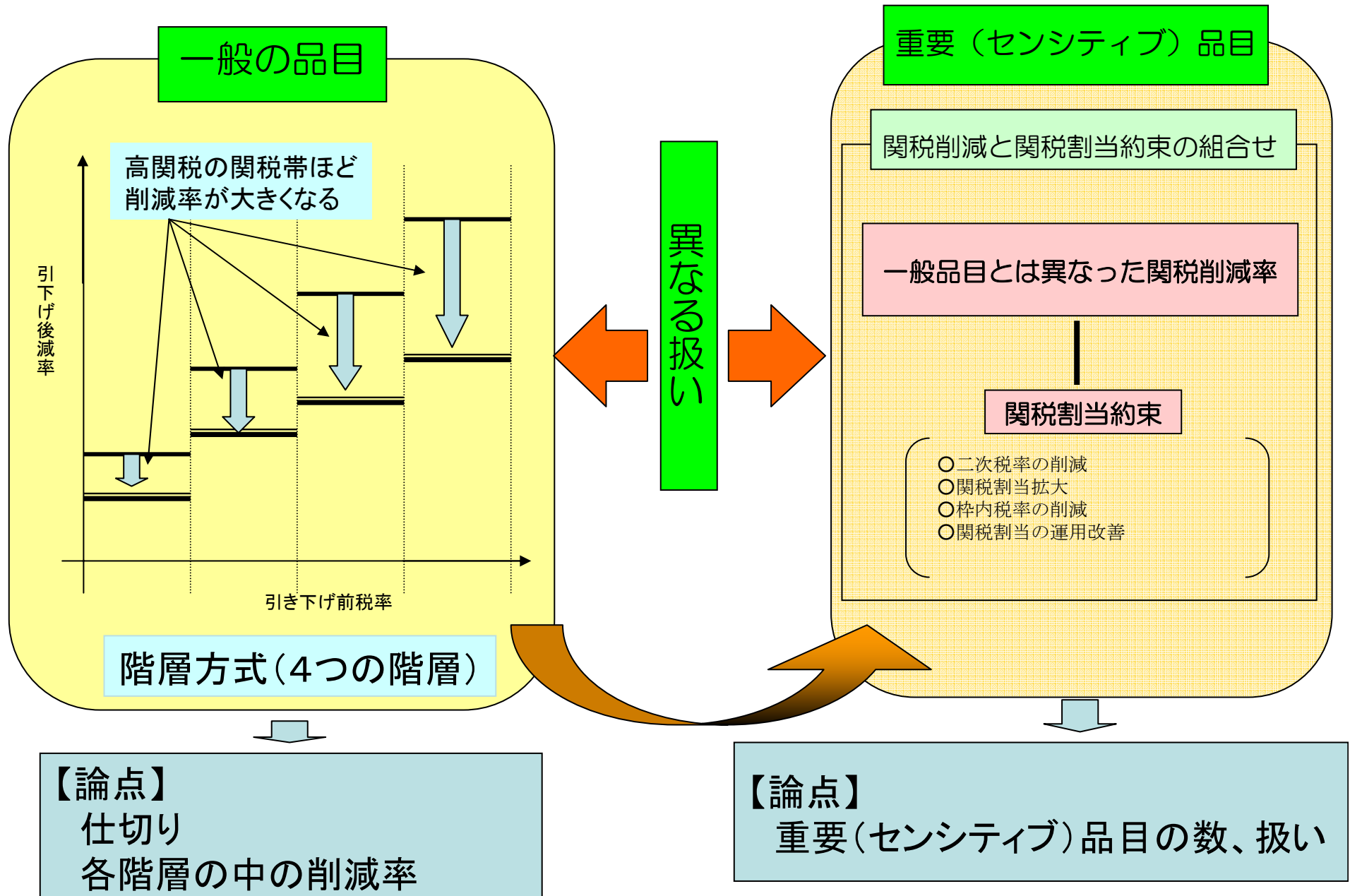
(参考1) 農業交渉のグループ

ACP	アフリカ、カリブ、太平洋地域の経済規模が小さい途上国(内訳:カリコム諸国、ドミニカ共和国、フィジー、PNG、アルジェリア・エジプト・チュニジアを除くアフリカのWTO加盟諸国)。現在の議長国はジャマイカ。	EUとの間のロメ協定(2000年にコトヌ協定に発展)の署名国が集まった枠組み。交渉では、開発に配慮した先進国の市場アクセス改善、協力や途上国の義務の軽減などを求めている。
アフリカ・グループ	ウガンダ(議長国)をはじめ、WTOに加盟しているアフリカ諸国41か国。	アフリカの加盟国全てのグループだが、主張はACPと類似。
LDCグループ	レソト(議長国)をはじめ、LDC50か国のうちWTO加盟32か国。	途上国の中でも特にLDCへの配慮を求めている。ACP、アフリカ・グループとあわせて「G90」として主張を行う場合もある。
G90	ACP、アフリカ・グループ、LDCの集合体	2004年の7月合意まではG90として行動することが多かったが、最近は、3つが個別に発言することが多い。
ケアンズ・グループ	アルゼンチン、豪(議長国)、ボリビア、伯、加、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、尼、馬、NZ、パラグアイ、比、南ア、タイ、ウルグアイ、ペルー(07年4月に正式加盟)(19か国)	一貫して農業分野での市場アクセスの拡大を要求してきた。ただし、最近は、途上国がG20を形成したことなどから、発言力は低下。
G20	アルゼンチン、伯(議長国)、ボリビア、チリ、中国、キューバ、エジプト、グアテマラ、印、尼、墨、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、比、南ア、タンザニア、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ジンバブエ(21か国)	カンクン閣僚会議前に、農業分野における米・EU間の合意に対抗して主要な途上国が結成。先進国に対する市場開放・補助金廃止等の要求を行うとともに、途上国に対する配慮を求めている。
G10	我が国の他、スイス(議長国)、アイスランド、イスラエル、韓国、リヒテンシュタイン、モーリシャス、ノルウェー、台湾(9か国・地域)。EU加盟候補になったブルガリアが2005年4月離脱。	食料純輸入国のグループで、食料輸入国への配慮を主張。
G33	尼(議長国)、バルバドス、ボツワナ、中国、象牙、コンゴ(民)、キューバ、ドミニカ(共)、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ケニア、韓国、モーリシャス、豪、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、比、セネガル、スリランカ、タンザニア、TT、トルコ、ウガンダ、ベネズエラ、ザンビア、ジンバブエ(31か国)	SPフレンズと呼ばれることもある。SP(Special Products)は、途上国の開発にとって重要であり、他の製品とは分けて配慮すべき特定の製品を指す。このような途上国の開発の観点からの配慮を主張するグループ。

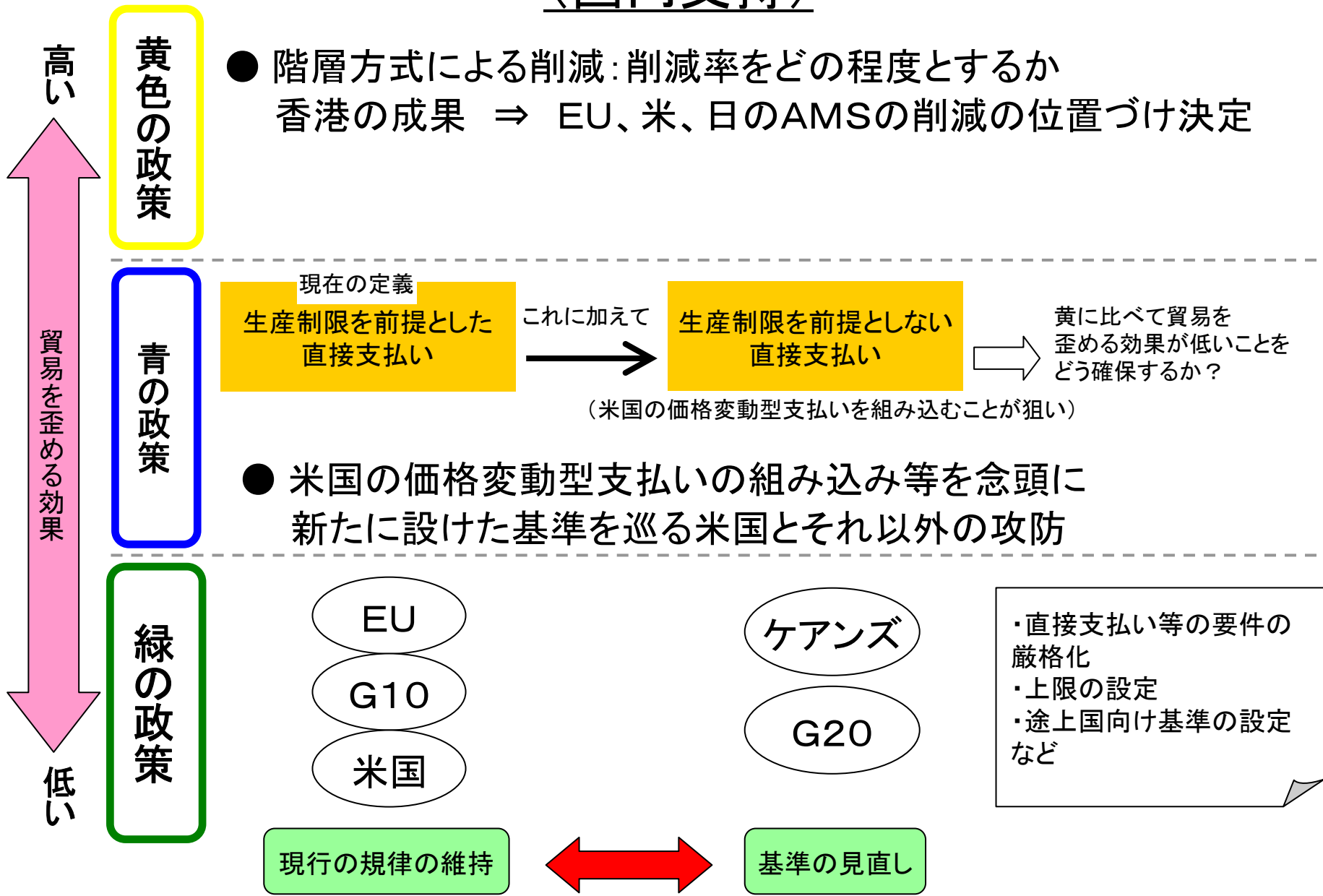
3-3 市場アクセスに関する主要メンバーの立場

交渉分野	論点	交渉の構図									
		(改訂議長テキスト)(08年7月発出)									
市場 アクセス	一般品目	米国、途上国等 より高い削減率 (75%)以上	<ul style="list-style-type: none"> ・最高階層の削減率 66~73%削減 ・平均削減率 先進国:54%削減 	EC、日本・G10 より低い削減率(※1)							
	上限関税	米国、途上国等 設定 例外は代償(その品目の 関税割当拡大)が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・設定しない ・100%超の高関税品目が 残る場合には関税割当の追 加拡大 	日本・G10 設定しない 代償も不可							
	重要品目	数	途上国等 より少なく	全品目の4~6% (条件付 き・代償付きで8%も可)	日本・G10 より多く						
		低関税輸 入枠の拡 大	米国、途上国等 より大きい拡大	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th>枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/3</td> <td>4~6%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>3.5~5.5%</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>3~5%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4~6%	1/2	3.5~5.5%	2/3
関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)										
1/3	4~6%										
1/2	3.5~5.5%										
2/3	3~5%										

3-4: 市場アクセスを巡る主要論点

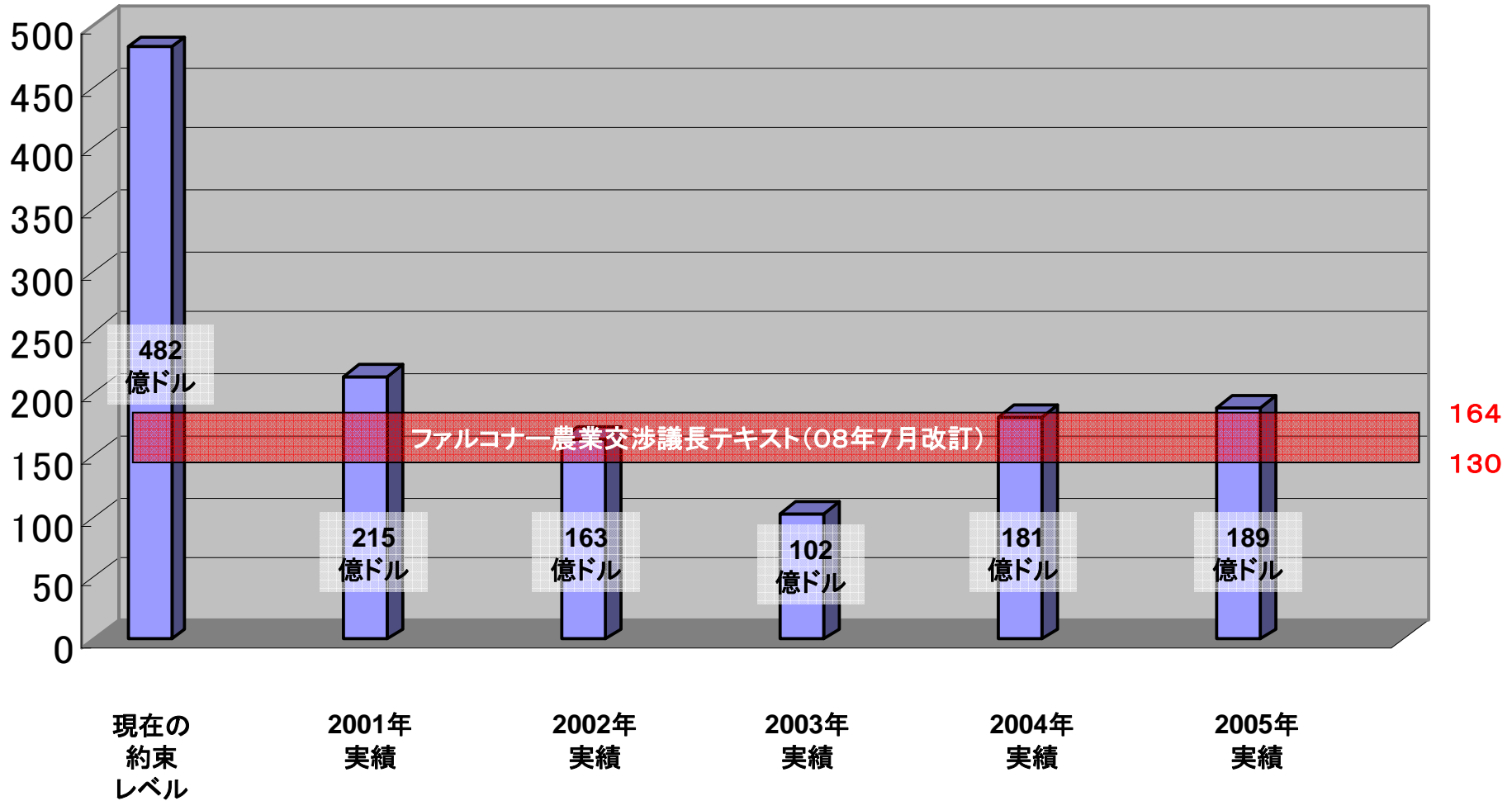


3-5: 各国の対立構造と主要論点 (国内支持)



3-6: 米国の国内補助金の削減

単位: 億ドル



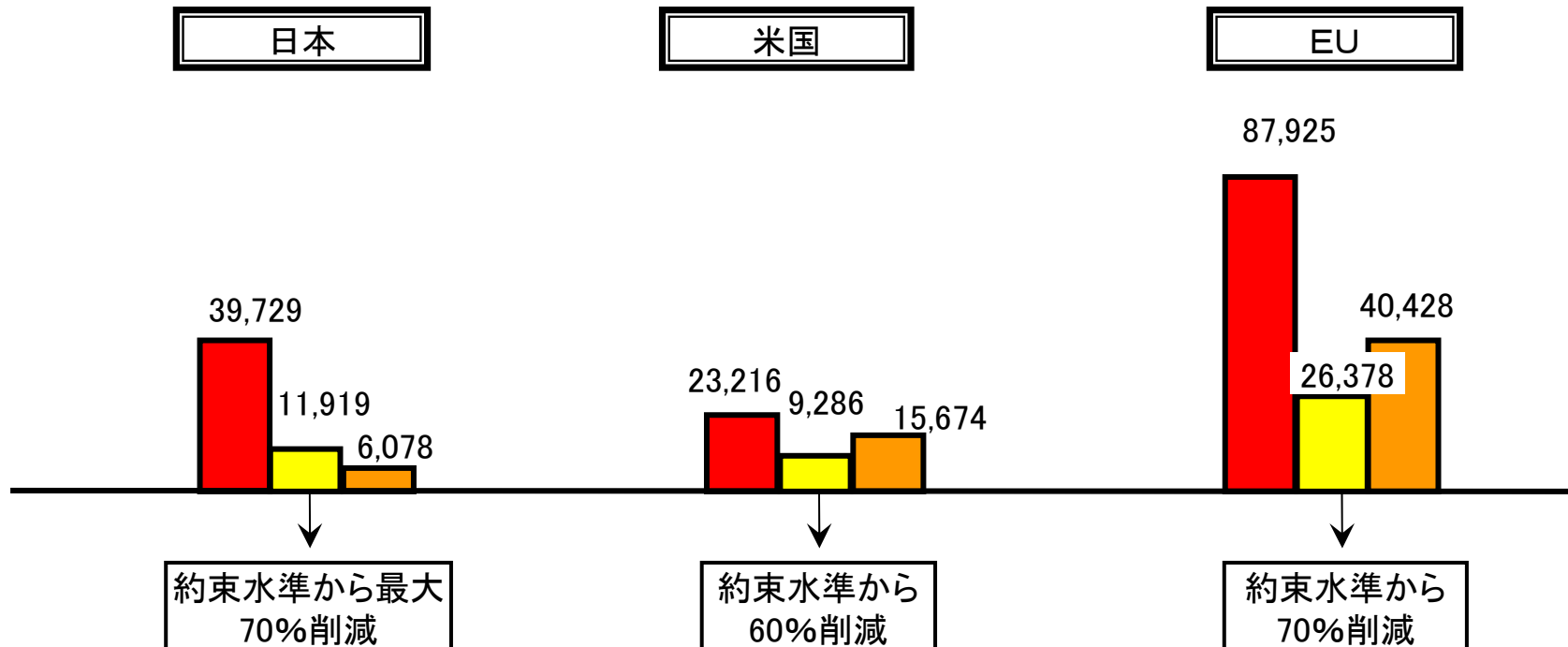
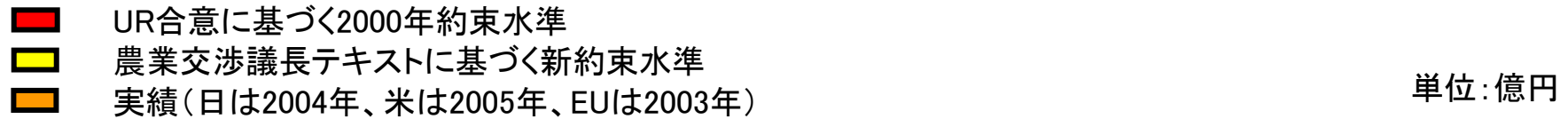
(UR時に20%削減した結果認められた上限)

※主要補助金対象品目: 乳製品、大豆、綿花、トウモロコシ、砂糖、コメ

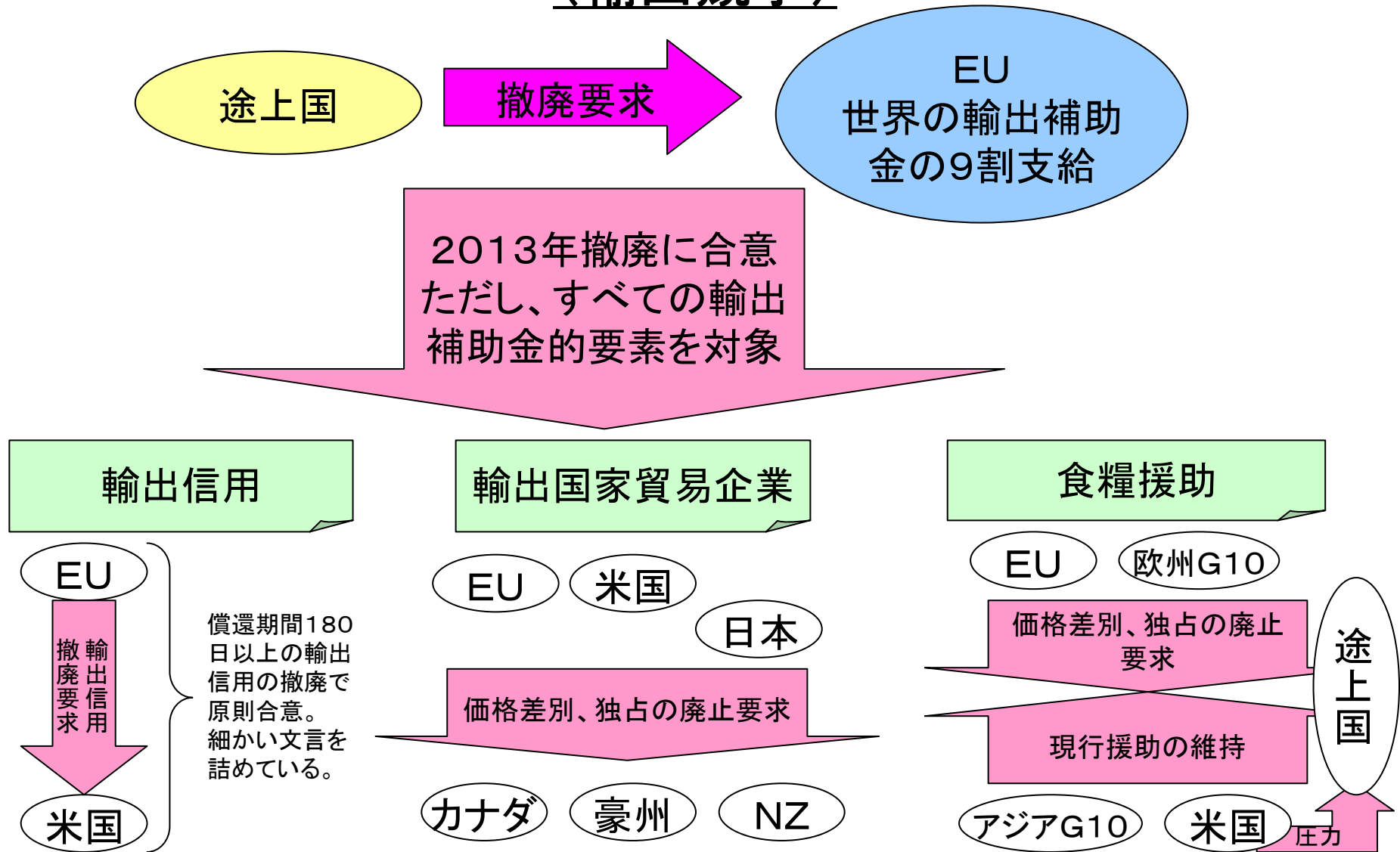
3-7: 各国の「黄」の政策に係る約束水準等

- 「黄」の政策について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準から84%削減。
- 農業交渉議長テキストが適用される場合、「黄」の政策において、日本は、URで合意された2000年約束水準から最大70%削減(注)、米は60%削減、EUは70%削減することが求められる。

(注) 2005年の香港閣僚宣言等において、「黄」の政策の総額(総合AMS)が農業総生産額に対して相対的に大きい先進国は、追加的に削減することとされているため、同テキストにおいては、日本は60%削減することとされているが、右経緯により実際にはEU並みに最大70%までの削減が求められる可能性あり。

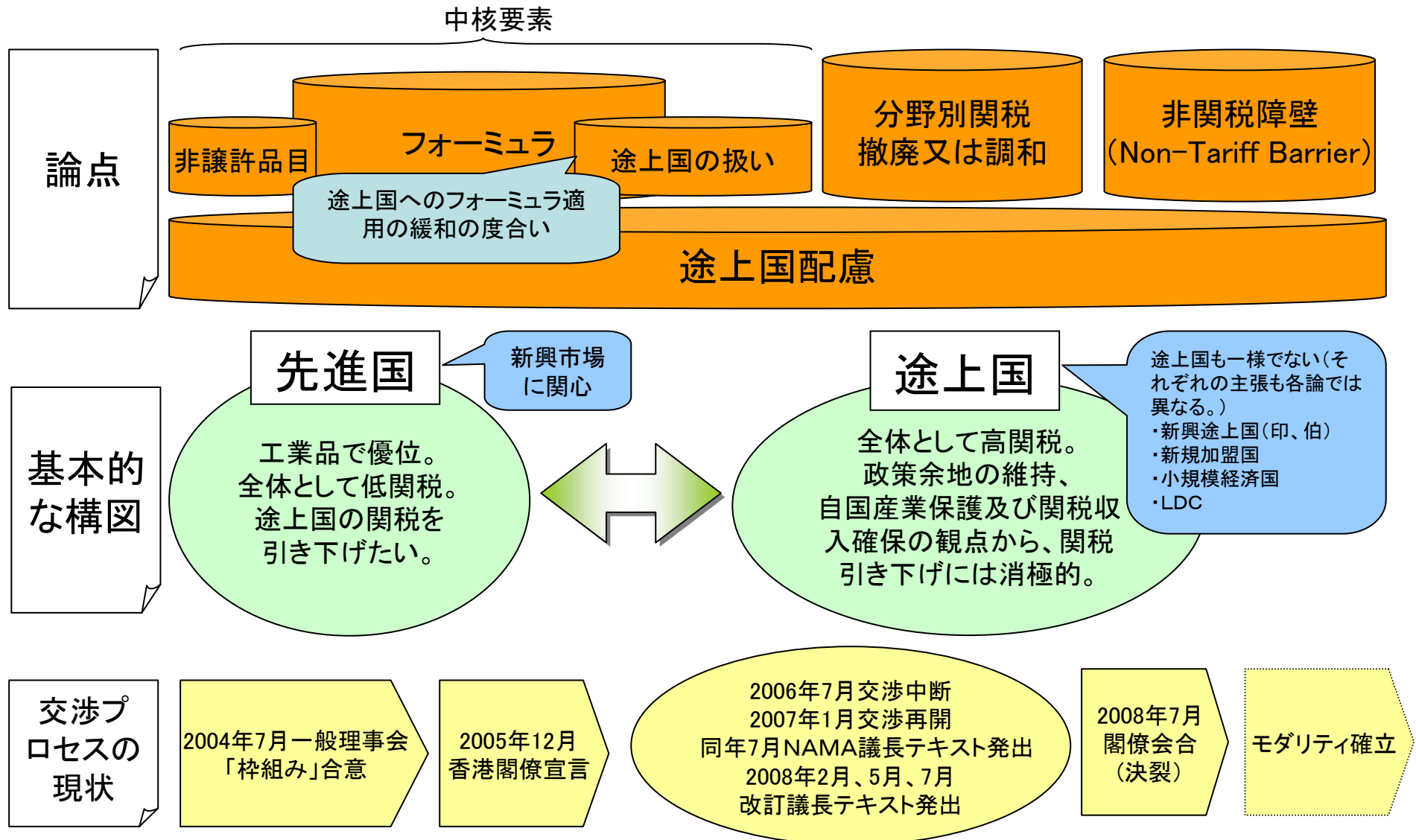


3-8: 各国の対立構造と主要論点 (輸出競争)



4: 非農産品市場アクセス交渉(全体像)

交渉の対象: すべての非農産品(鉱工業品及び林水産品)

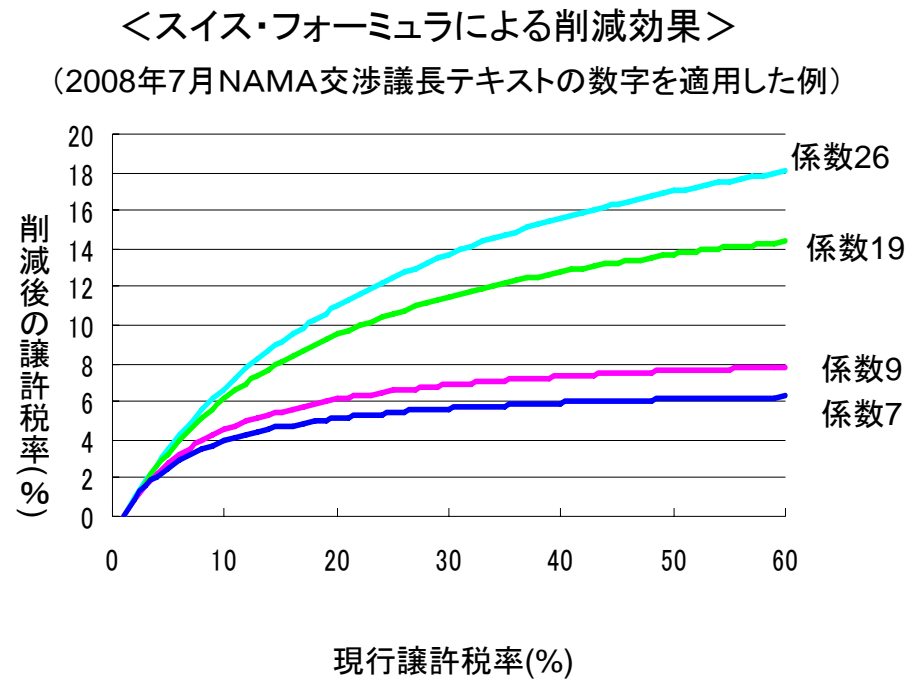


4-1: スイス・フォーミュラによる関税削減

$$\frac{\text{係数}X \times \text{現行譲許税率}(\%)}{\text{係数}X + \text{現行譲許税率}(\%)} = \text{削減後譲許税率}(\%)$$

- ＜スイスフォーミュラの特徴＞
- 高関税ほど引下げ率が大きくなる
 - 係数Xが上限関税となる
- (なお、先進国向け係数<途上国向け係数とされる)

2008年7月NAMA交渉議長テキストにおいては、
途上国係数[19-26]、先進国係数[7-9]
と幅を持たせて記載

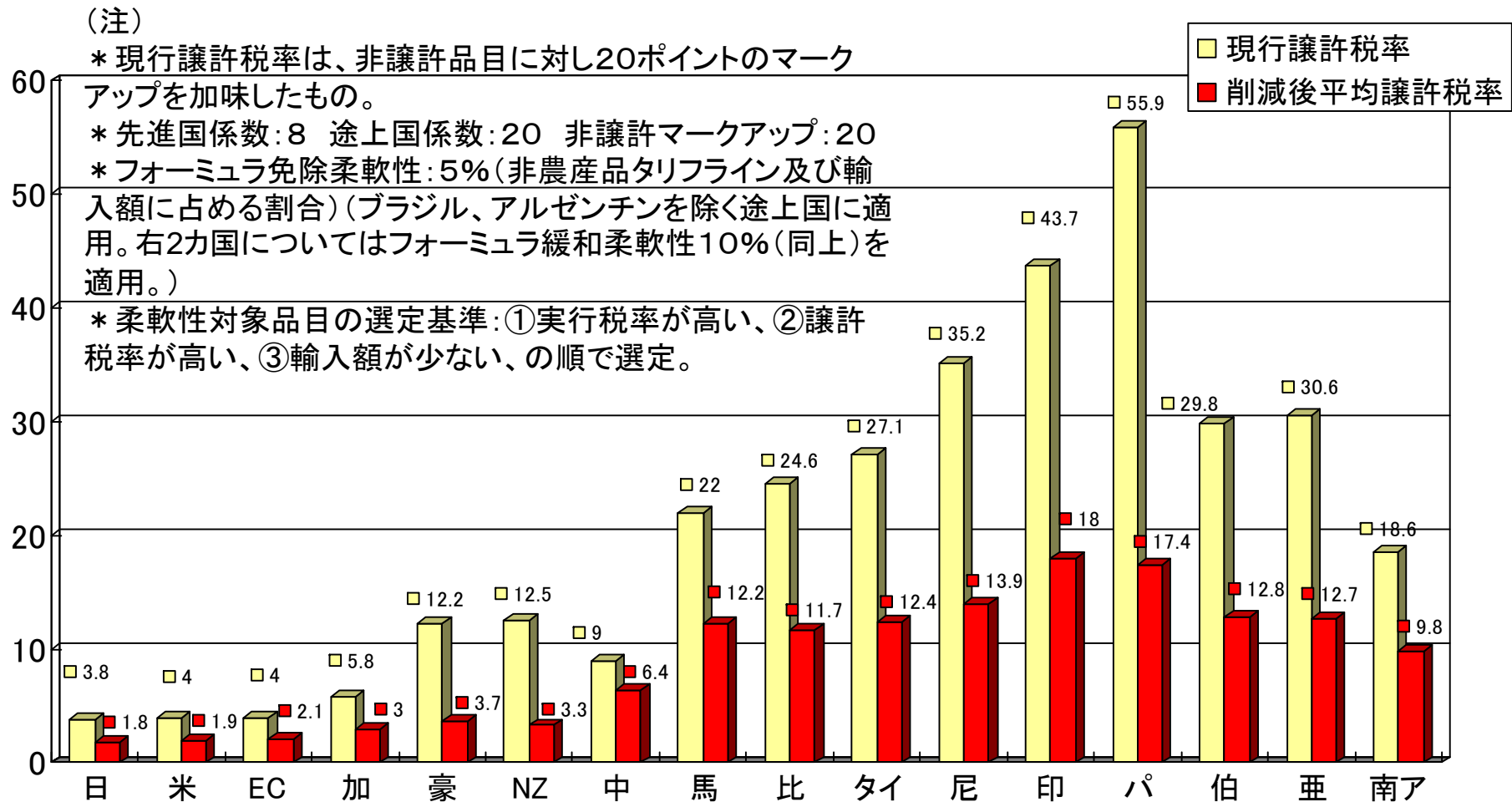


＜スイス・フォーミュラによる削減の例＞
(WTO事務局シミュレーションの試算)

国	品目例	譲許税率(%)の推移
インド	機械類	40 → 13.3
ブラジル	乗用車	35 → 12.7
中国	乗用車	25 → 11.1
米国	トラック	25 → 6.1
EU	家電	14 → 5.1

(前提)フォーミュラ係数は途上国20, 先進国8。途上国(インド、ブラジル、中国)が当該品目をフォーミュラ適用対象とすることが条件。

主要国非農産品関税率のフォーミュラ削減効果 (平均)



(2006年WTO事務局シミュレーションより試算)

(参考) 主要国の高関税品目の例(非農産品)

出典(WTO事務局シミュレーション、World Trade Profiles 2006)

	品目	実行税率(2005年)(%)	平均実行税率 (2006年)(%)	平均譲許税率 (%)*
豪州	中古乗用車 (人員10名未満)	108.3-337.2 (シリンダー容積により税率 が異なる)	3.8	11.0
ブラジル	乗用車(人員10名未満)、貨物自動車	35 (*ブラジルの最高譲許税率)	12.6	30.8
EC	電気機器(ビデオ再生機、無線ラ ジオ、テレビ受信機、真空管等)	14	4	3.9
	履き物	17		
	貨物自動車	22		
	魚類調整品	20-26		
インド	乗用車(人員10名未満)	105	15.4	34.3
	男子用スーツ(紡績用繊維製)	781.8(2001年)		
米国	貨物自動車	25	3.2	3.2
	衣類、衣類付属品	28.2		
	履き物	30.3-58.2		

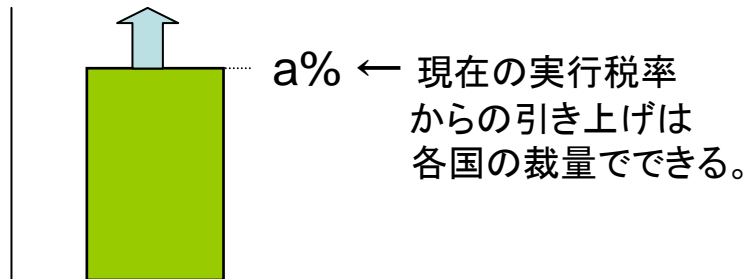
* 平均譲許税率は従価税のみ対象 24

4-2: 非譲許品目の扱い

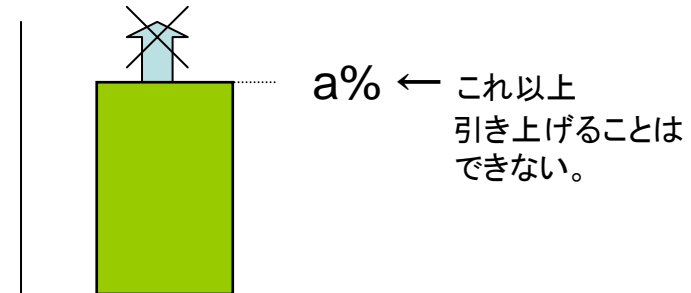
譲許 (Bind) とは

WTO加盟国が各産品について関税率の上限を約束をすること。譲許をすることは貿易の予見可能性を高めるという意味で重要。

【譲許をしないと】



【譲許をすると】



途上国間で大きく異なる譲許率

	譲許率 (%)	非譲許品目の平均税率		譲許率 (%)	非譲許品目の平均税率
日本	99.5	7	中国	100	
米国	99.98	0.3	マレーシア	81.2	5.8
EU	100		フィリピン	61.8	7.7
ブラジル	100		タイ	70.9	11.5
チリ	100		インド	69.8	34.4

* ASEAN・インドは自国のセンシティブ品目を守るために非譲許を利用してきた経緯があり、これらの途上国は非譲許品目の扱いを重視。

* NAMA交渉においては、途上国は、枠組み合意パラ8(b)後段を適用した場合、非農産品についてタリフラインの[5]%を非譲許とすることが可能。

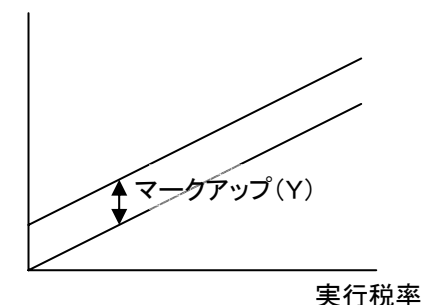
* 先進国はドーハ・ラウンドの結果、原則、全品目を譲許(譲許率100%)することとされている。

非譲許品目へのフォーミュラの適用方法

非譲許品目にフォーミュラを適用する際の税率は、2001年時点の実行税率に一定税率を上乗せしたものとすることで合意(ノン・リニア・マークアップ方式*)。

* 非譲許品目の実行税率に、実行税率の水準にかかわらず、先進国、途上国ともに一定税率(Y%)を上乗せするもの。高税率の品目ほど上乗せ率が小さくなるため、ノン・リニア・マークアップ方式と呼ばれる。Yの数値は交渉中。

フォーミュラが適用される税率



(注)08年7月のNAMA改訂議長テキストでは、Yの数値は25とされている。

(参考)我が国の非譲許品目
水産物の一部、塩、原油、木材等、合計20タリフライン

4-3: 途上国の扱い(「パラ8柔軟性」)

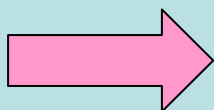
途上国には、04年7月の枠組み合意パラ8に基づく柔軟性が認められる

①関税削減における、より長い実施期間及び

②以下(a)、(b)のいずれかの措置の適用

(a) NAMAタリフラインの[10]%までは、フォーミュラ適用時の半分以上の削減が行われ、かつ、当該タリフラインがその加盟国の全輸入額の[10]%を超えないことを条件に、フォーミュラ削減以下の削減を適用。

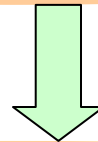
(b) NAMAタリフラインの[5]%までは、例外として、当該タリフラインがその加盟国の全輸入額の[5]%を超えないことを条件として、非譲許を維持するか、又はフォーミュラによる削減を適用しない。



2007年10月頃から、メルコスール諸国等から柔軟性の数字を拡大すべきであるとの主張

フォーミュラ係数と柔軟性の数字の組合せ (2008年7月NAMA交渉議長再改訂テキストパラ5及び7(a))

フォーミュラ係数と柔軟性の数字の組合せ(スライディング・スケール)
: 途上国が、より大きな柔軟性を用いる場合は、より低い係数を適用しなければならないとする考え方。



2008年7月再改訂テキストでは、以下(a)~(c)の3つの組合せを提示

	係数	柔軟性(i)		柔軟性(ii)	
		タリフライン	輸入額	タリフライン	輸入額
(a)	[19-21]	[12-14]%	[12-19]%	[6-7]%	[6-9]%
(b)	[21-23]	10%	10%	5%	5%
(c)	[23-26]	0%	0%	0%	0%

途上国の分類(交渉中。数字は08年7月議長テキストに基づくもの)

小

与えられる柔軟性

フォーミュラ対象国
(約30)

★一定の柔軟性の下、途上国向け係数を伴ったフォーミュラが一律に適用される。
(例)ブラジル、インド、アルゼンチン、パキスタン、インドネシア、トルコ、メキシコ、チリ、イスラエル、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、エジプト等(南ア、ベネズエラに対しては特別扱いを検討中)

SVEs(小規模脆弱経済)(約36)

★非農産品の世界貿易量に占める割合が0.1%未満の国が対象とされる。現行平均譲許税率に応じ、低譲許率国の柔軟性を適用する方向で議論されている。
(例)バルバドス、エル・サルバドル、フィジー等

低譲許率国(「パラ6対象国」)(12)

★譲許率35%未満の国が対象。フォーミュラの適用からは除外されるが、譲許率を[70-90]%まで引き上げ、平均譲許税率を[28.5]%とすることが求められる。
(例)ケニア、モーリシャス、カメルーン等

RAMs(新規加盟国)(19)

★WTO設立(1995年1月)以降に加盟した国のうち、LDCを除く国が対象。
(例)オマーン、サウジ・アラビア、中国、台湾、クロアチア、マケドニア、キルギス、モルドバ、グルジア等

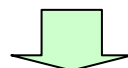
LDC(後発途上国)(32)

★フォーミュラの適用から除外されるが、譲許率の引き上げ等に取り組むことが期待される。
(例)カンボジア、ザンビア、バングラデシュ、ネパール等

大

4-4: 非関税障壁 (NTB)

ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき、非関税障壁の削減、又は適切な場合には撤廃を目指す。
* NTB (Non Tariff Barriers (非関税障壁)): 「関税以外」の様々な貿易阻害要因を示す。



上記に基づき、NAMA交渉においてNTBの議論を行ってきている。

- ・事務局に対しNTBを通報
- ・分野別提案、分野横断的NTBに関する提案の提示、検討
- ・個別NTBの撤廃に関し、バイのリクエスト&オファー交渉

NTB提案、リクエストの例

分野別提案

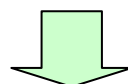
自動車、電子機器
繊維衣類ラベリング
等

分野横断的

輸出税、輸出規制、
水平メカニズム 等

バイリクエスト

血液製剤の献血／非
献血表示制度
履物関税割当 等



今後、NTBの削減または撤廃のための法的効果の付与に関する議論へ

4-5: 分野別関税撤廃・調和

枠組み合意パラ7及び香港閣僚宣言パラ16に基づき、十分な参加(クリティカル・マス)を得た分野における関税撤廃または調和を目指す。参加は非義務的である。

→ 加盟国主導で非公式に議論が進展

1. 議論が進んでいる分野

- ①自動車*、②化学品**、③電気・電子*、④魚、⑤衣類及び履物、
⑥林産品、⑦宝石及び宝飾品**、⑧医薬品及び医療機器、 * 我が国が主催する分野
⑨鉱物資源、⑩自転車及びスポーツ用品**、⑪手工具**、⑫玩具 ** 我が国が共同提案国となっている分野
(下線は我が国にとってセンシティブであり、参加せず)

(なお、繊維分野に関してはトルコ提案(フォーミュラ・マイナスの関税調和)が提出されている。)

2. 議論の内容

- (1) 品目範囲(関心品目とセンシティブ品目との調整)
- (2) 参加の方式(クリティカル・マスの計算方法)
- (3) 最終税率(ゼロゼロにするか、ハーモにするか)
- (4) 途上国配慮(実施期間の長期化等)

* 分野別イニシアティブにおける問題点

- ・参加は非義務的であり、主要途上国(ブラジル、中国、インド等)が参加していない(途上国も関心を有しているが、モダリティにおける途上国配慮のレベルが見えないため、分野別への参加は時期尚早と見ている模様。)
- ・プロダクト・カバレッジを広げることにより関心のある国の参加を得やすくすることができる反面、対象品目にセンシティブ品目が含まれる場合には参加を躊躇させる要因となる(センシティブ品目に配慮しすぎると、プロダクト・カバレッジが狭くなり、分野別イニシアティブが形骸化するおそれがある。)。なお、我が国は林産品及び水産品の分野別イニシアティブには参加しない。

(参考)05年12月香港閣僚宣言のポイント

フォーミュラ (関税削減方式)	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の係数のスイス・フォーミュラ(高関税ほど大きな引き下げ)を採用。 ●タリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションへの対応。 ●関税削減における相互主義の軽減への配慮。
非譲許品目	<ul style="list-style-type: none"> ●基準税率(関税削減の起点)の決定は、ノン・リニア・マークアップ方式を採用。
分野別関税撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な参加が得られる分野を特定する必要性。 ●参加は義務的でないことを基礎。
非関税障壁(NTB)	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な交渉提案の必要性を認識。
途上国配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●枠組み合意「パラ8」を含む、S&D及び関税削減における相互主義の軽減の重要性を再認識。 ●特惠マージン減少問題、小規模で脆弱な経済国への対応

農業の市場アクセスと野心の水準が同じように高いものになることを確保

(参考)04年7月枠組み合意のポイント

* 枠組み合意は、基本的にカンクン閣僚会議の文書(デルベス・テキスト附属書B)を維持した上で、枠組みの性格と位置付けを説明し、モダリティに関する将来の交渉のための要素をあげた冒頭パラグラフを追加し、また非関税障壁の通報期限を再設定(2004年10月31日)

<p>フォーミュラ (関税削減方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別品目毎に適用される非定率的削減(ノン・リニア方式)。 ●途上国及びLDCに対する関税削減における相互主義の軽減。
<p>非譲許品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●実行税率の[2]倍の水準から関税削減。
<p>従価税換算(AVE)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●非従価税は従価税に換算し、従価税で譲許。
<p>分野別関税撤廃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●途上国の輸出関心品目について関税の削減又は撤廃。 ●全ての参加国による分野別アプローチへの参加。 ●途上国への適切な柔軟性。
<p>途上国配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●タリフラインの一定の割合まで「フォーミュラより軽減された削減」又は譲許例外(いわゆる「パラ8」)。 ●特惠マージンの減少や関税収入依存国が直面している問題やニーズに配慮。 ●LDCや譲許率の低い国に対する義務免除。

5-1: WTOサービス交渉の現状

- サービス交渉は、農業・NAMAとは異なり、リクエスト・オファー方式で進められている。
(次期改訂オファーの提出時期は、DDAの交渉日程を考慮して決定される予定。)
- サービスの自由化約束は、「一括受諾(シングル・アンダーテキング)」の一部として、農業・NAMAとともに約束(バインド)される。

議長報告書

「サービス交渉の完了に必要な要素」

- 2008年7月30日、大多数の加盟国の支持を得た議長報告書(「サービス交渉の完了に必要な要素」)が貿易交渉委員会(TNC)でテイクノートされた。

主な内容:

- ・ 農業・NAMA並の野心のレベル。
- ・ 現行規制水準の反映や新たな市場アクセス・内国民待遇を供与すべく、特に途上国の関心分野(自然人の移動等)について努力。
- ・ 後発開発国への特惠付与のための交渉等。

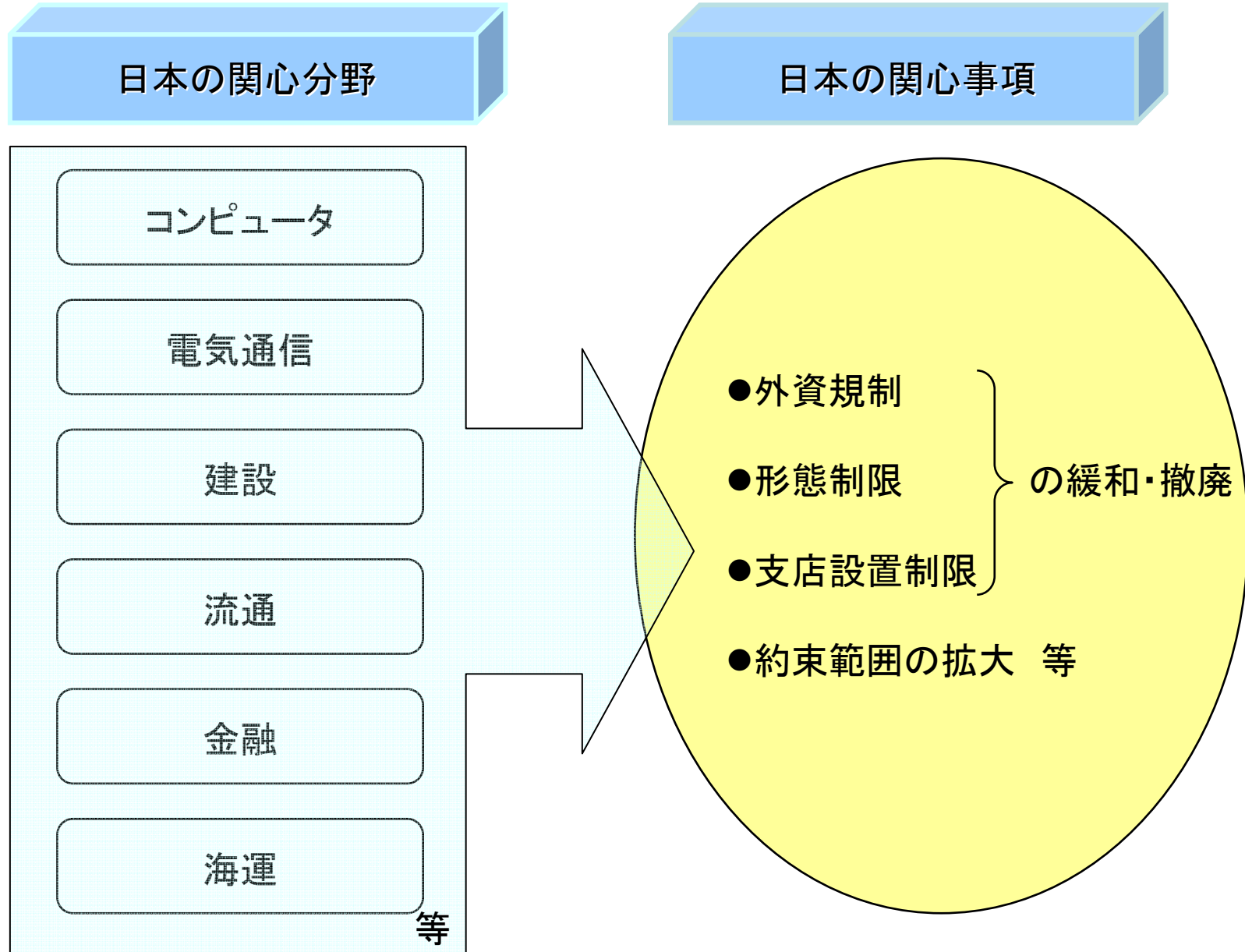
シグナリング閣僚会合

- 2008年7月26日、主要関心国の閣僚が集まり、次期オファーの改善点等を示唆しあう会合(「シグナリング閣僚会合」)が開催された。
- WTOの枠組みでこのような会合が開催されたのは初めて。
- 主要国がそれぞれ意味のある自由化を表明し、各国閣僚とも評価する旨を表明した。

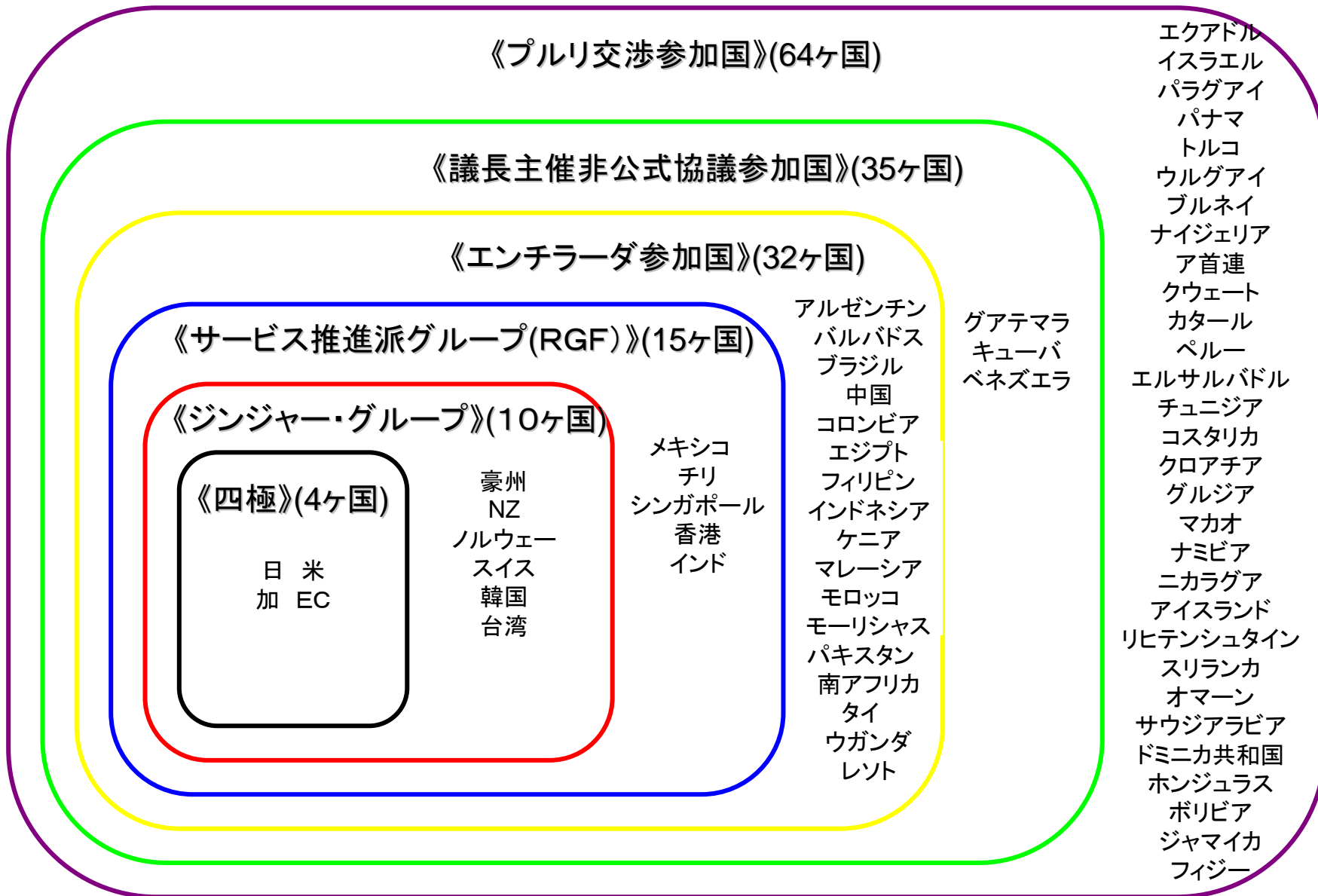
(参加国)32カ国・地域

アルゼンチン、オーストラリア、バングラディッシュ、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、EC、エジプト、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、レソト、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、ノルウェー、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、スイス、タイ、トルコ、米国、ウルグアイ、フランス、モロッコ

5-2: サービス貿易: 日本の関心分野・関心事項

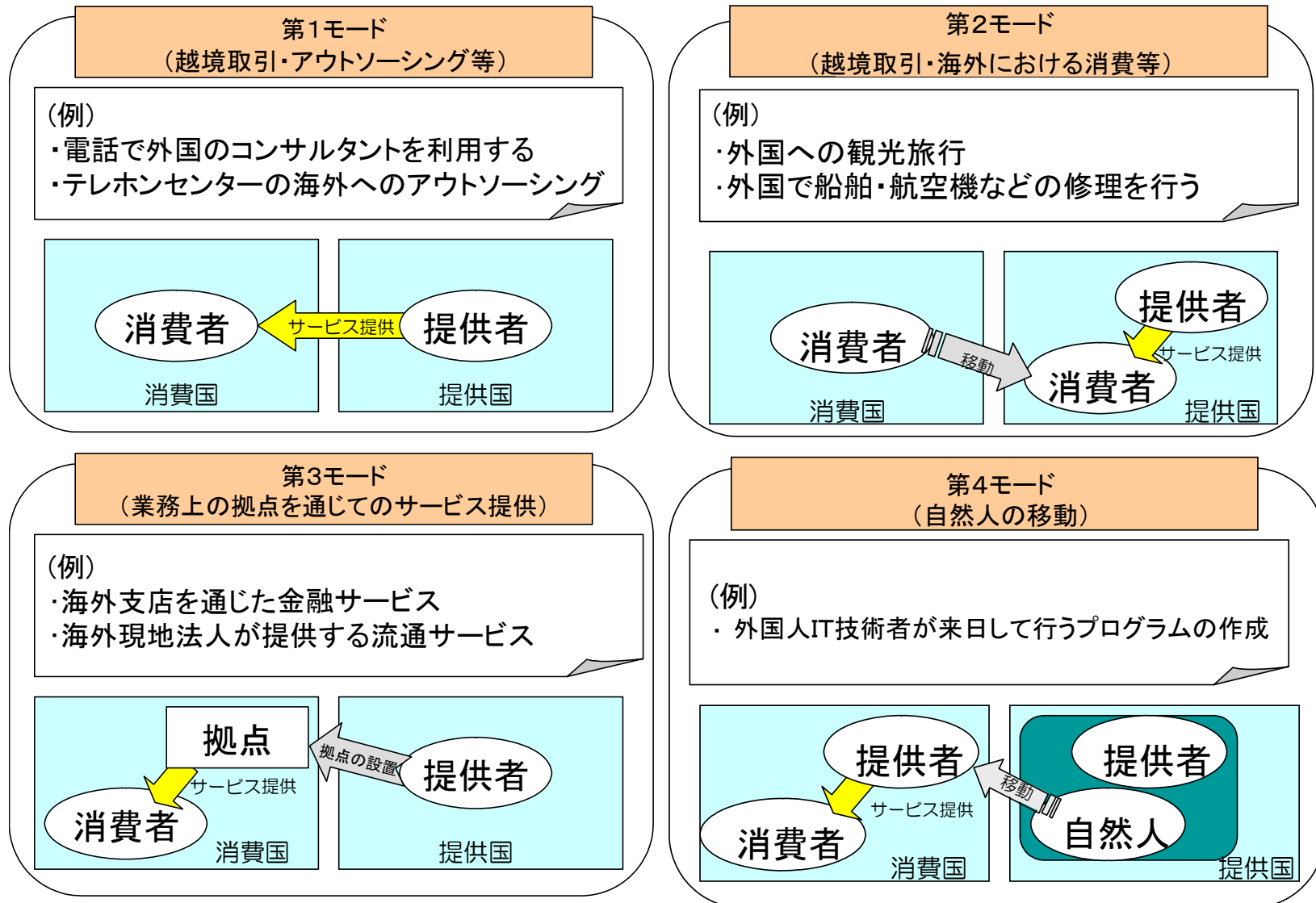


5-3: サービス貿易交渉の構図



5 - 4 : サービス貿易の4態様

サービスの貿易の場合、モノと異なり製品が国境を越えなくとも貿易が成立するため、WTOにおいてはサービスの貿易の形態を以下の四つに分類。

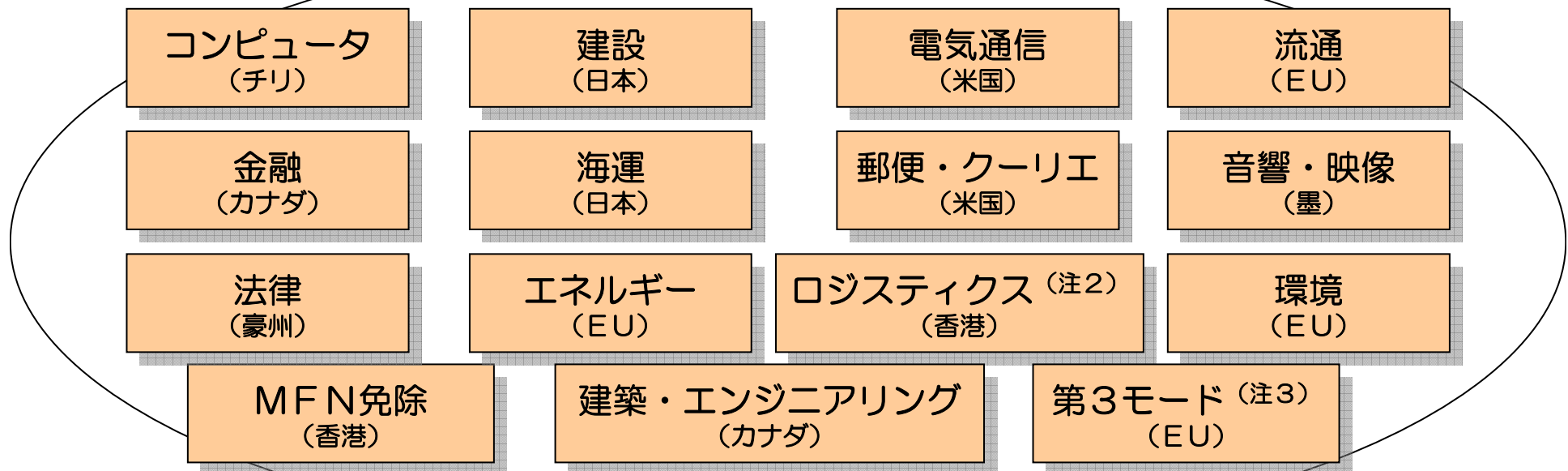


5-5: サービス交渉: プルリ交渉(注1)における交渉分野

注1: これまでの二国間のリクエスト・オファー交渉(一対一)からリクエストする側もされる側も複数国となり、集団対集団に発展したものの。

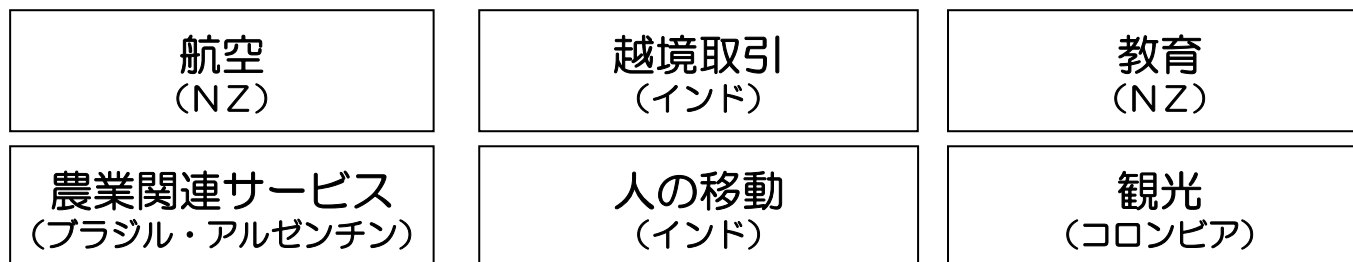
我が国がリクエストする側となる分野

※()の中はコーディネータ-国



我が国がリクエストされる側となる分野

注2: 総合物流サービスの提供
注3: 商業拠点を通じたサービスの提供



6 : ルール交渉の現状

① 議長テキストの発出(2007年11月30日)

1. アンチ・ダンピング

議長テキストは、大多数の国が禁止を主張してきたゼロイングの容認が入るなど、全体としてバランスを逸しており、強く懸念。

2. 漁業補助金

議長テキストは、禁止すべき補助金を限定列挙する構造になっている点は評価できるが、禁止される補助金の範囲が広すぎる等の問題がある。

3. 一般補助金

議長テキストでは、規律強化の観点から、いくつかの修正が提案されている。

交渉における議論を適切に反映したバランスの取れた改訂テキストが必要

② 作業文書の発出(2008年5月28日)

これまでの議論における各国の反応を列挙したものに過ぎず、改訂テキスト発出を求める我が国の立場との間に依然として隔たりがある。

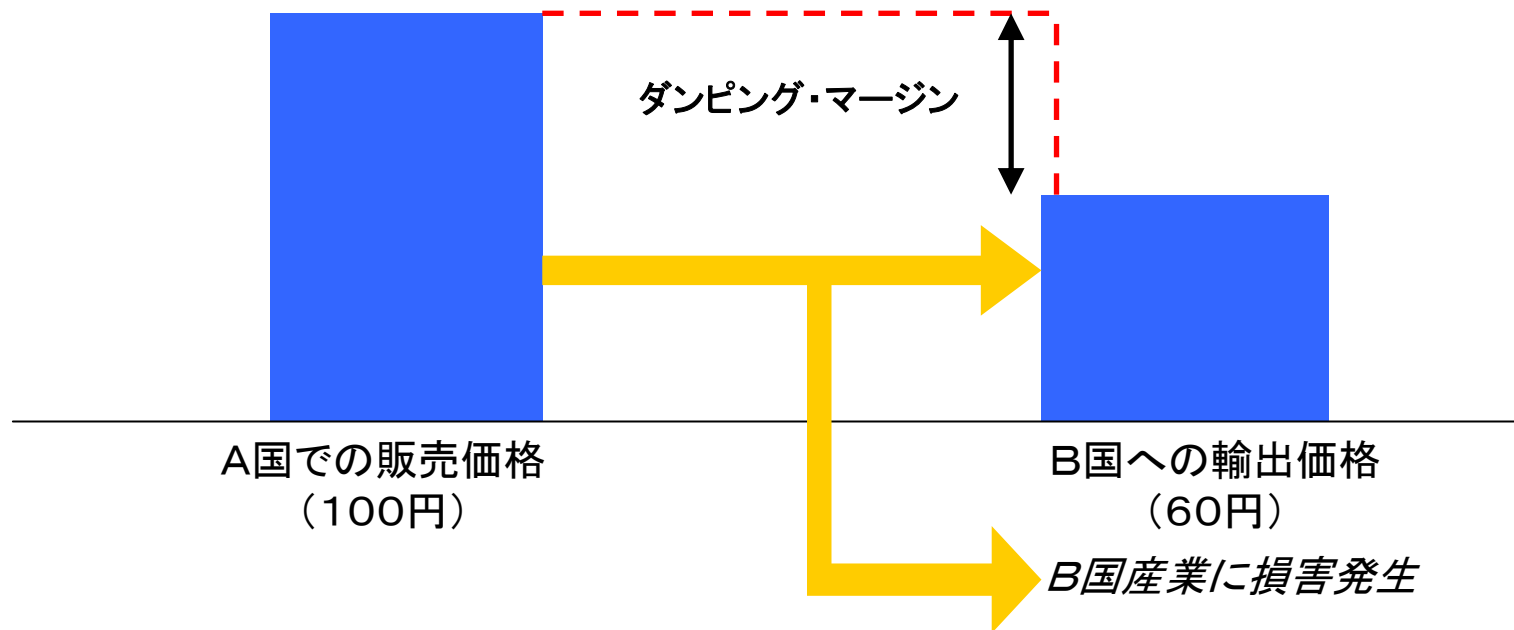
③ 今後引き続き議論

6-1: アンチ・ダンピング (AD) 交渉

AD措置とは①

アンチ・ダンピング (AD) 措置

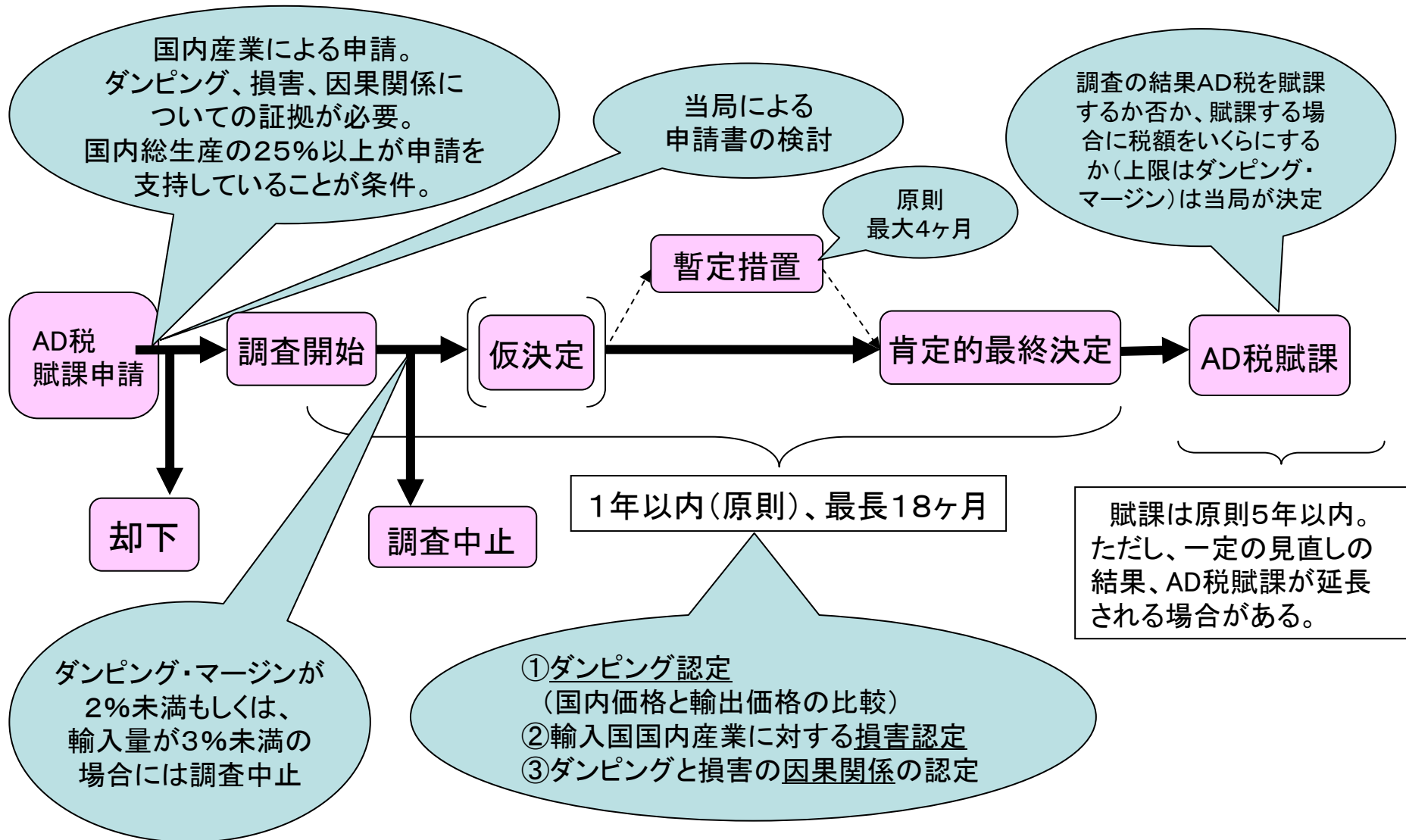
ある産品が輸出国の正常な国内販売価格より低い価格で輸出され、その結果、輸入国の国内産業に実質的損害が発生している際に、これを相殺又は防止するために輸入国が課すことのできる関税措置。



B国は40円分の価格差を補うための関税を課すことが可能

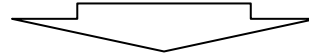
6-2: (AD交渉)AD措置とは②

AD措置発動の流れ



6-3: (AD交渉)交渉の経緯

- 伝統的に米国やEUがAD措置を多く発動。→中には、国内産業保護のためのAD措置濫用も散見。
- 近年、中国、インド、南ア等の途上国でもAD措置の発動が増加。→調査の透明性や適正手続に問題もあり。

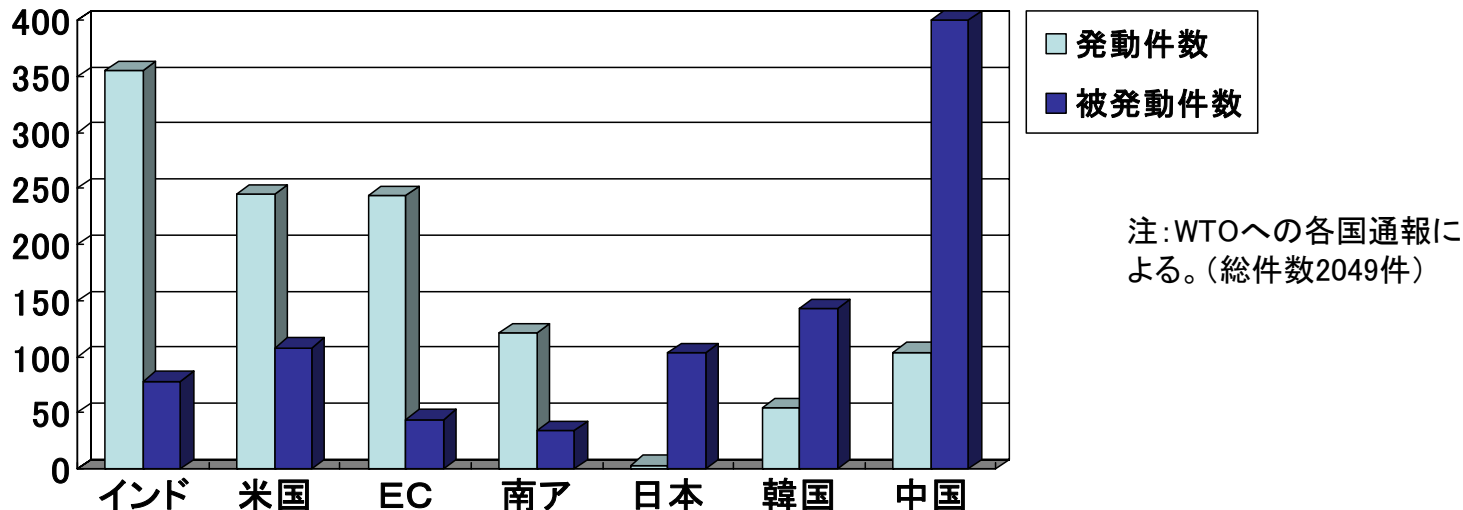


- ◎AD措置の過剰な発動は、輸入関税引き下げで実現した貿易自由化の効果を損ないかねず、AD措置の恣意的な発動・濫用を防止するために、適切な規律が必要。
- ◎ADに関する現行のWTOルールには曖昧な部分も多く、AD措置を発動しようとする国の調査当局の裁量の余地が大きい。



AD協定の規律の明確化と改善のための交渉が、ドーハ閣僚宣言パラ28に基づき、2002年1月より開始。
2007年11月30日、ルール交渉会合議長による協定改訂案(議長テキスト)発出(AD協定、補助金協定)
※議長は2008年5月28日、これまでの交渉の現状(各国提案、議長テキストへの反応等)をとりまとめた作業文書を発出
(TN/RL/W/232)

【(参考)主要国のAD措置発動／被発動件数(1995.1.1～2007.12.31)】



6-4: (AD交渉)各国の立場

ADフレンズ



日本



タイ



チリ



シンガポール



韓国



ブラジル



ノルウェー

香港、メキシコ、台湾、コロンビア、コスタリカ、イスラエル、トルコ、スイス

AD措置の濫用を防止するための規律強化・明確化を主張。

- ①AD措置が国内産業を過剰に保護することを防止するための枠組創設
- ②AD措置が恒久化することの防止
- ③調査対象企業等の負担を軽減するための手続明確化
- ④AD調査の開始手続に係る規律強化
- ⑤適正手続の強化、透明性の向上
- ⑥ダンピングや損害に係る規律の強化・明確化

途上国

インド、中国、ACP諸国、アフリカ諸国、LDC等

- ・AD措置発動に際し途上国産品のみを特別扱いすることを重視。
- ・規律の複雑化を懸念。
- ・発動当局の立場からは義務の増大を懸念。

EC



- ・ADルール of 規律強化には基本的に賛成だが、主要発動国でもあり、米国とADフレンズの中間的な立場。
- ・AD調査手続の簡素化、標準化に高い関心。

米国



- ・現行AD協定の変更(規律強化)には基本的に消極的。
- ・透明性強化については支持。
- ・ゼロイング容認を主張。

6-5: (AD交渉)議長テキスト

議長テキスト(2007.11.30.)

規律強化の方向性が見られる点

○サンセット
・発動後最大10年でAD措置の廃止を義務づけ
・職権によるレビューの例外化

○公共の利益
・AD措置の発動に際し、消費者団体等の意見の勘案を義務づけ

○調査対象産品
・「調査対象産品」の範囲につき、同様の物理的特性を持つ産品に限定

等

主要な問題点

○ゼロイング
・累次上級委員会の判断を逸脱し、ゼロイングを容認する内容を含む。
・ゼロイングの禁止は、初回調査における加重平均対加重平均比較(W-W)の場合のみ。

↑

我が国、ADフレンズ、EC、カナダ、インド、ASEAN、中国等をはじめとする多数の国が強く反対。2008年1月に議長テキスト改訂案を提示。

米国(※伝統的にゼロイングを利用)は、ゼロイングの全面的容認を主張。

規律後退が懸念される主な点

○因果関係
・損害要因の峻別を努力義務として規定

○レッサー・デューティー・ルール(LDR)
・レッサー・デューティー(ダмпینگ・マージンより少ないAD税の賦課)への言及の削除

等

その他各国が問題視している主な項目

○迂回
ウルグアイ・ラウンド当時交渉されるも、現行協定には盛り込まれず。調査当局による恣意的な「迂回」認定及びAD措置発動をもたらすとして、中国、インド等が強く問題視。

○OS&D
議長テキストにはS&Dの追加的要素が存在しないとして途上国グループが指摘→ACP・アフリカ諸国が提案提出
・途上国がAD措置を発動する際の負担軽減
・途上国に対するAD措置発動の免除

等

6-6: 補助金(全般・一般補助金)

ドーハ閣僚宣言パラ28(補助金部分抜粋)

貿易歪曲に関する規律を含めて、補助金協定の規律の明確化及び改善を目指した交渉を行う。これらの交渉の文脈において漁業補助金に関する規律の明確化及び改善を目指す。

議長テキスト 一般補助金部分のポイント

●過去の交渉で提案されていた禁止補助金の拡大、「ダークアンバー」の復活は盛り込まれず。

●輸出信用に関する規定

補助金協定附属書 I (輸出補助金の例示表)の輸出信用に関する記述で、輸出補助金に該当する輸出信用の基準を変更。また、輸出信用に関する国際的な取決め(OECD 輸出信用アレンジメント)をWTOで審査する旨の規定。

→我が国、米国、EC等主要国は反対。

●その他、コスト割れファイナンス、価格統制された物品、役務の供給を通じた補助金、投入物に関する補助金の利益の移転について規定を追加。

→規律の明確化・改善の方向性に資するものとして、我が国も積極的に議論に参画。

→2008年5月、ルール交渉議長より、これまでの交渉での議論をとりまとめた作業文書が発出。

(参考)補助金

【WTO補助金協定における補助金規律の扱い】
WTO協定の発効とともに、補助金一般の規律に関する「補助金及び相殺措置に関する協定」が発効。

【補助金協定規律】

禁止補助金(レッド) (協定第二部)
相殺措置の対象となる (actionable) 補助金(イエロー) (協定第三部)
補助金交付国が当該補助金交付によって生じた害がないことを立証できなければ相殺措置の対象となる補助金(ダークアンバー) (協定 6. 1) → 1999年末に失効
研究開発補助金、地域開発補助金、環境保全補助金(グリーンに該当) (協定 8. 2) → 1999年末に失効
相殺措置の対象とならない 補助金(グリーン)

【特定性】

企業若しくは産業又はその集団に交付される補助金で、交付対象が法令で特定化されている場合等(協定第2条)。

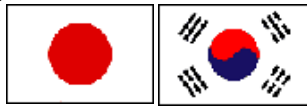
【通報義務】

特定性を有する補助金はWTOへ通報する義務がある(協定第25条)。

6-7: ルール交渉: 漁業補助金

漁業補助金に関する 各国の立場

漁業補助金の原則禁止反対
→ 過剰能力・過剰漁獲につながる
補助金を具体的に禁止すべき



日本 韓国

台湾

- ・ 過剰漁獲能力及び違法 (IUU) 漁業につながる補助金に限定して禁止
- ・ 漁船建造補助金は漁獲能力を50%以上削減する条件で許容



EU

- ・ 漁船建造費補助金等を禁止



カナダ

- ・ 一定基準以下の小規模漁業、伝統漁業の規律からの除外



ノルウェー

- ・ 15mを超える漁船の漁船建造費補助金等を禁止

漁業補助金の原則禁止



米国 ニューージーランド

オーストラリア
アイスランド他

- 一部の例外補助金 (減船、資源管理、インフラ整備等) を除き、コスト削減補助金を含め原則禁止



ブラジル



アルゼンチン

ペルー
チリ
エクアドル
比等

途上国

インド、インドネシア、中国等

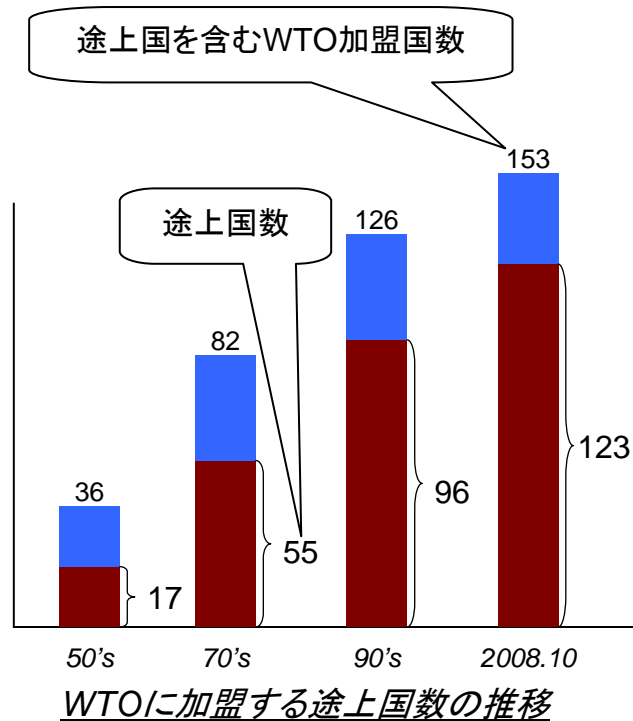
漁業補助金の規範が途上国の社会、経済上の政策の遂行を妨げないことや、途上国のみを対象にした例外を要求。

議長テキスト 漁業補助金部分のポイント

- 漁船建造補助金、漁船改造補助金、価格支持補助金、漁港施設関係補助金、操業経費補助金など、禁止される補助金を列挙。
- 我が国が主張していた「ボトムアップ方式」による規律形式
- しかし、インフラ整備補助等、適切な漁業管理の下では漁獲量の増大に直接影響を与えるものではないものも含まれている等、**禁止の範囲が広範であり問題がある。**
- 漁船や乗員の安全確保、漁業が環境に与える影響緩和技術の導入、資源管理の実施、再就職用職業訓練補助金等、一定の条件の下で禁止の例外とされる補助金も列挙されている。途上国に対する例外も列挙。
- 漁業資源管理制度についても規定。禁止の例外とされる補助金等を交付する条件として、漁業資源管理制度の整備と、FAOによる審査を条件としている。

→ 2008年5月、ルール交渉議長より、これまでの交渉での議論をとりまとめた作業文書が発出。

7-1: WTOにおける開発問題



開発問題の重要性

- **交渉の構造の変化**
WTO加盟国数の中で途上国の割合が近年増加(加盟国の4/5)。途上国グループの発言力が強まり、途上国の同意なしにWTOとしての決定を行うことは困難。
- **多角的貿易体制の信頼性**
途上国は多角的貿易体制から十分な利益を享受していないとの不満を抱いている。また、WTOの貿易ルールを遵守できない途上国も存在し、貿易ルールが形骸化するおそれがある。
- **世界経済の発展**
世界経済の発展には、途上国の経済発展が不可欠。途上国の経済発展及び貿易活発化をはかるために、途上国の自立的発展・開発を促進する必要あり。

ドーハ・ラウンドは、「開発」を主要議題として開始されるも、カンクン閣僚会議では、途上国の反発の影響もあり会議は決裂。香港閣僚会議においては、開発問題が大きな焦点に。

WTOにおける開発問題への取組

- 「特別かつ異なる待遇(S&D)」、「実施」: WTOの各協定における途上国向けの配慮条項。
- 農業及びNAMA交渉における、途上国産品の市場アクセス改善に向けた取り組み。
- 「貿易のための援助(Aid for Trade)」: 生産・流通分野における技術協力や有償・無償資金協力。
- 「統合フレームワーク(IF)」: 対LDC(後発開発途上国)の貿易関連技術支援共同イニシアティブ。

7-2: (開発) 特別かつ異なる待遇 (S&D)

S&Dとは？

: Special and Differential TreatmentはWTO協定の途上国配慮を定めた条項。
途上国の義務の減免、経過措置の付与、技術支援等につき規定。

経緯

ドーハ閣僚会議(2001年)

- ・途上国の要求によりS&Dの見直しに合意。
- ・「貿易と開発」委員会(CTD)特別会合において議論を開始。

途上国の個別提案
(88項目)

- アフリカ、LDC、インド等途上国が、個別提案を提出。
- 例) 技術支援の義務化、譲許表修正に際しての補償的調整の免除、義務免除、経過期間の延長、補助金禁止の免除延長、LDC無税無枠供与

カンクン閣僚会議(2003年)

28項目につき実質合意。但し**会議が決裂し採択できず。**

- CTD特別会合で議論を継続。進展は見られず。

先進国
二重規律化に反対
横断的イシューを重視
途上国の差別化必要

対立

途上国
S&Dの義務化を主張
個別提案の議論を優先
途上国の差別化反対

- 例) 途上国配慮に関する年次レビュー
- ・LDCには農産品関税削減を要求しない。
 - ・途上国出身のパネリスト確保
 - ・LDCへの診断調査(DTIS)の実施 等

香港閣僚会議(2005年12月)

LDC5提案につき合意。

- 残りの提案は2006年12月までに検討を終了するとされた。
- CTD特別会合でSPSに関する提案等につき議論を継続する(注:ただし、2006年7月~07年1月ラウンド交渉中断)も大きな進展は見られず。

- LDCに特別の配慮を認める5つの措置
- ① **LDC製品の無税無枠化**
(品目ベースで97%以上)
 - ② **TRIMs協定からの義務免除**
(現地調達要求禁止等を2020年まで免除)
 - ③ その他、ウェーバーの迅速な決定、技術支援、キャパビル等の増加の努力等。

7-3: (開発)「貿易のための援助」

「貿易のための援助」(Aid for Trade: AfT)

- 【背景】・多角的貿易体制から十分な利益を得られていないとの途上国の不満を背景に、貿易自由化だけでなく、供給サイドの支援が必要との認識が深まる。
- 【経緯】・WTO、世銀、OECD/DAC等の国際フォーラムにおいてAfTについての議論が活発化。
・香港閣僚会議で①AfTタスクフォースの創設、②IF(統合フレームワーク)強化に合意。

AfTタスクフォース

【経緯】06年1月、我が国を含むドナー、途上国、国際機関が参加。
同7月に報告書を提出。10月一般理で「次のステップ」に合意。

【報告書概要】

- ・資金供給:追加性、予見可能性、持続可能性のある効果的資金確保の必要性。
- ・範囲:貿易関連の技協の他、インフラ整備、生産能力構築、調整コスト等を含む。
(但し、被援助国の開発政策上「貿易関連」とされるものに限る。)
- ・提言: IF強化、非LDCへのIF的支援、開発政策上の貿易の主流化、
地域・世界レベルでの援助協調、モニタリング・評価の強化等

「次のステップ」

- 加盟国は提言を迅速に実施。
- 事務局長は以下を実施。
 - ①追加的財源確保に努力。
 - ②ドナー機関のフォロー・アップ、一貫性に関する対話を慫慂。
 - ③フォローアップ・グループの設立。
 - ④AfTモニタリングの方法の検討。
 - ⑤レビュー会議の開催。

IFの強化

IF: WTO、世銀、IMF、国連等6国際機関を中核とするLDCのための貿易関連技術支援の枠組み。
診断調査(DTIS)や行動計画表の作成等を通じLDCの多角的貿易体制への統合を支援。

【IF強化タスクフォースの提言】

- ・基金の再編、診断調査の改善、独立した事務局の設置、CEOの任命、国毎の現地対応・ドナー間の援助協調
モニタリング、評価システムの改善、資金の追加性・予見可能性: 今後5年間の資金見積もり(4億ドル)
(06年7月にIF運営委員会は提言を承認、07年9月にIFハイレベル会合は強化されたIF(EIF)への移行を支持。
- 【我が国の対応】(我が国はIF運営委員会でのタスクフォースの作業に参加。)
- ・IF信託基金に02年に50万ドルを拠出(カンボジアでの能力構築案件)。2006年度は18万ドルを拠出。

7-4: (開発) 開発イニシアティブ

2005年12月、我が国は、香港閣僚会議にあたって、ラウンド交渉の成功のための貢献として、途上国の貿易を通じた持続的開発のための包括的支援パッケージ「開発イニシアティブ」を策定。

開発パッケージの概要

- ◇開発途上国の貿易促進の観点から、「生産」、「流通・販売」、「購入」の各側面において、開発途上国の視点に立った、きめ細やかな包括的支援を実施。
- ◇LDCに対する原則無税無枠の市場アクセスを供与
- ◇ODAを通じた貿易・生産・経済インフラの各分野における貢献として、今後3年間に
 - －合計100億ドルの資金を供与
 - －1万人を目途とする専門家派遣及び研修員受入を実施

生産

- 村おこし(アフリカ・ビレッジ・イニシアティブ)
－地方村落の生計向上・自立を包括的に支援
- 農林水産業の生産性向上
－換金作物生産振興、農業基盤インフラ整備、農民組織化支援、農業研究者育成等
- アジアの経験をアフリカへ
－アジア青年協力隊派遣等
- 綿花生産国等への支援パッケージ
- 中小・零細企業等支援
- 輸出製品の特定・導入支援
- 国際協力銀行による政策提言
－貿易投資促進のための制度改革等提言

流通・販売

- 中小・零細企業等支援
- 市場、道路、港湾等インフラ整備
- アフリカ民間セクター開発イニシアティブ
－アフリカ開発銀行との共同支援
- 流通・保存のための支援
- WTO協定実施能力開発支援
－貿易関連制度、動植物検疫専門家育成等
- 販路確立・輸出支援
－商社・NGOの連携支援による輸出支援、企業関係者交流促進等
- 日本貿易保険の引受方針緩和

購入

- LDC無税無枠
－LDC製品の市場アクセスを原則無税無枠化(07年4月、対象品目を約98%まで拡充)
- 特惠マージン消失への対応
－南南貿易支援、市場開拓・市場情報シェア等
- LDC製品の「開発支援」ブランド化
－NGO・民間セクターとの連携によるLDC製品の差別化支援
- 日本における市場開拓
－「LDC一村一品」イニシアティブ(展示会出展支援等を通じた対日等輸出促進)

7-5: (開発)後発開発途上国に対する無税無枠措置

LDC無税無枠措置 (Duty Free and Quota Free Treatment for LDC)とは？

LDC(後発開発途上国)の輸出拡大を通じた開発促進を目的として、
LDC製品の関税を0%にし、輸入量の上限も定めない制度。

香港閣僚会議(2005年12月)

- ★**先進国はLDCに対する無税無枠措置(品目ベースで97%以上)をコミット。**
- ★**その他の途上国も可能な国は同様の措置をとることが求められた。**

四極の取り組み

- 日 → 2005年12月: 「**開発イニシアティブ**」においてLDC原則無税無枠を発表。
2007年4月より、我が国の自主的な措置として、タリフラインベースで約98%まで対象品目を拡充(措置実施前は86%)。これは、香港閣僚宣言で定められた「2008年までに、または実施期間の開始前までに」という期日を前倒して実施するもの。また、同宣言で当面の目標とされた97%を上回るもの。
貿易額ベースでは99%超が対象となる。
- 米 → LDC特惠(83%)と**アフリカ成長機会法 (AGOA)**(対象国は限定)。
香港での合意を受け97%までの無税無枠実施を表明。
- 加 → **ほぼ全製品が対象**(一部酪農品例外)。**原産地規則も柔軟。**
- EC → **EBA**(武器以外全て)により全製品が対象の恒久的制度。

LDCグループの要求

全品目(100%)への対象拡大や原産地規則の緩和(LDC共通規則)を求めて、議論の継続を要求。

7-6:「開発イニシアティブ」・ハイレベル・ミッション

1. ミッションの趣旨

- 2005年12月のWTO香港閣僚会議に先立ち我が国が打ち出した「開発イニシアティブ」の下でこれまで積み上げてきた我が国の貢献実績について、先方途上国政府との間で理解と評価を共有すること。
- 先方途上国政府に対し、08年に我が国主催で開催されるTICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットも見据え、今後とも「開発イニシアティブ」に積極的に取り組む姿勢を明確に示すこと。

2. ミッションの構成

- 団長: 横田 淳(ヨコタ・ジュン) 外務省国際貿易・経済担当大使
(外務省、農林水産省、経済産業省、JETROより合計6名がメンバーとして参加)

3. 日程

2007年

- 6月28日～29日 マダガスカル
 - 先方政府要人等との会談(ラヴァルマナナ大統領、ランジアリマナナ経済・計画・民間セクター・通商相等)
 - 案件視察(国道2号線バイパス(ODA案件)、絹製品工房(UNIDO))
 - ODAタスク・フォースとの協議
- 6月30日～7月2日 ケニア
 - 先方政府要人等との会談(キツイ貿易産業相、カインディ農業副大臣等)
 - 案件視察(切花企業)
 - ODAタスク・フォースとの協議
- 7月3日～4日 ザンビア
 - 先方政府要人等との会談(ムティ商業貿易産業相、シャカフスワ財務国家計画副大臣等)
 - 案件視察(コーヒー農園)
 - ODAタスク・フォースとの協議

7-7「貿易のための援助」(AFT) グローバル・レビュー会合

2006年10月の一般理においてエンドースされた AFT タスクフォース報告書に基づき実施

地域レビュー会合

(2007年)

- 9月13日～14日
ラ米・カリブ海地域レビュー会合 (於:ペルー)
- 9月19日～20日
アジア・太平洋地域レビュー会合 (於:フィリピン)
- 10月1日～ 2日
アフリカ地域レビュー会合 (於:タンザニア)

その他のフォーラムでの議論

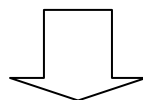
- WTO 貿易と開発委員会 (CTD)
ー主にモニタリング面
- OECD (DAC 貿易委作業部会合同会合)
ー主に統計面
- IF ハイレベル・ドナー会合 (於:スウェーデン)
強化された統合フレームワーク(EIF)への移行
- 国連、世銀、地域開発銀行における議論

AFT グローバル・レビュー会合

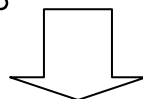
- 目的
 - ✓ AFT についての現状の把握
 - ✓ 今後取り組むべき課題の特定
 - ✓ モニタリングと評価の改善
- 日程 (2007年)
 - 11月19日 専門家レベル会合
 - 11月20日 ハイレベル会合
(統計、マルチ、バイ、地域別の議論)
 - 11月21日 ハイレベル会合
(一般理モードでの議論)
- 主な結論
AFT の重要性や資金手当の必要性、主流化、民間セクター、関係国際機関との協力等の重要性を指摘しつつ、以下の措置が提案された。
 - ① 各国・地域の課題、優先分野を特定
 - ② 受益国、地域としての行動計画を策定
 - ③ 地域における AFT のネットワークを形成
 - ④ 実施に向けたロードマップを設定
 - ⑤ 次回のグローバルレビュー会合に向けた明年前半の AFT のモニタリング・評価に関するシンポジウムの開催
 - ⑥ AFT の実施に向け専門家レベル会合の開催
 - ⑦ その他、官民協力、データベースの整備、関係者のネットワークの構築、南南協力の推進

8-1: 地域貿易協定 (RTA; Regional Trade Agreement) を なぜWTOで議論しているのか。

RTAは最恵国待遇原則の例外として、WTO協定に定められている要件を満たす場合に限り認められる。しかし、規定が十分に明確でない。



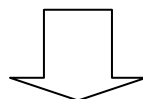
RTAの数が急激に増加し、多角的貿易体制を補完する役割を担う反面、質の悪いRTAが増加すると、保護貿易的な効果を生み出すなど、貿易にとってマイナスの影響を与えることが懸念されるようになった。



WTO協定の規定の文言上のあいまいな部分を明確にすることで合意。

ドーハ閣僚宣言パラ29

「我々は、地域貿易協定に適用される現行のWTOの規定における規律及び手続きの明確化及び改善を目指した交渉についても合意する。この交渉は、地域貿易協定の開発の側面を考慮する。」

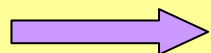


2002年1月より、ルール交渉グループにおいて、RTAの規定の明確化 (RTAの基準・WTOにおける審査手続き) について議論が行われている。

8-2: 地域貿易協定に関する論点

手続的問題(地域貿易協定の通報・審査手続き等をどのようにするのか)

- ・RTAのWTOへの通報の時期・内容等
- ・RTA発効後に変更がある場合の通報の時期・内容等
- ・定期報告のあり方



2006年12月の一般理事会で採択。

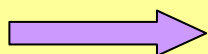
実質的問題(どのような条件を満たせば地域貿易協定と認められるか)

OGATT第24条

- 5 地域貿易協定は、その締結前よりも関税その他の通商規則が制限的なものであってはならない
→ 「その他の通商規則」とは具体的にどの規則を指すのか
- 8 地域貿易協定は、実質上のすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止すること
→ 「実質上のすべての貿易」とは、具体的にどの程度の貿易なのか

OGATS第5条

- 1 相当な範囲の分野を自由化する
→ 具体的にどの程度の範囲なのか



香港閣僚宣言：可能な限り早期にテキスト交渉に入る。

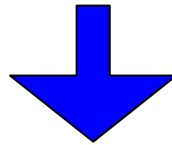
授權条項に基づくRTAの取り扱い

- ・手続的・実質的問題について、RTAにおける途上国の取扱いをどうするのか

9-1: 貿易円滑化とそのメリット

貿易円滑化とは

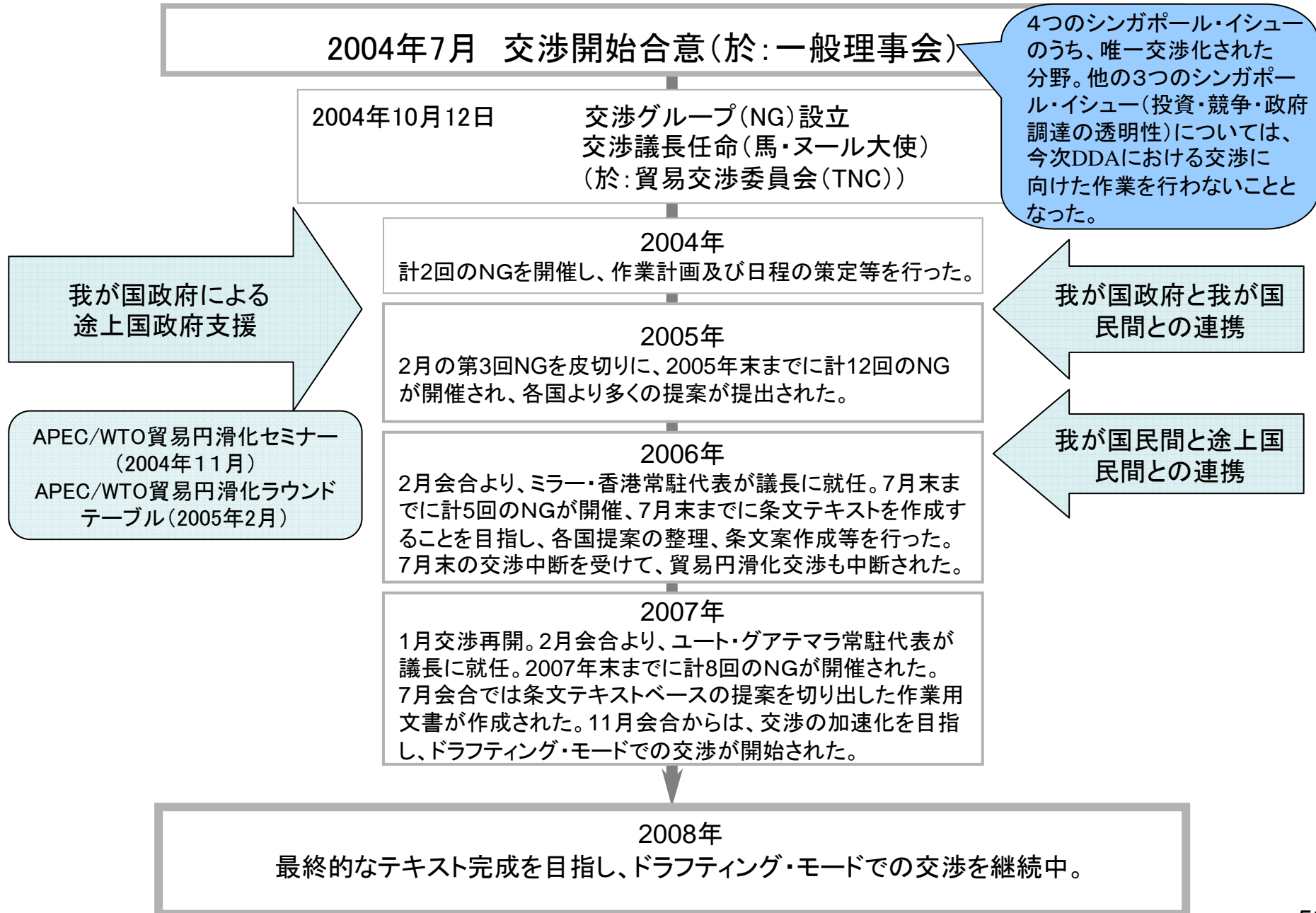
- 貿易円滑化とは、貿易手続を簡易化することにより、物流が迅速化され、貿易関連コストが低下する等、貿易関係者全体に様々なメリットをもたらすもの。また、コストの低下から生じるリソースをセキュリティ強化等の新たな課題に向けることが可能となる。
- ドーハ・ラウンドの一環として行われている貿易円滑化交渉は、ガット5条(通過の自由)、8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)及び10条(貿易規則の公表及び施行)の関連する側面を明確化し改善することにより、通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続をさらに迅速化すること等を目的とする。



●具体的な論点

- | | |
|---------------------------------|--|
| (イ) 貿易法令の公表及び情報の入手可能性 | (リ) 領事手数料 |
| (ロ) 貿易法令の公表から施行までの期間 | (ヌ) 国境関連機関の協力 |
| (ハ) 新規法令及び改正法令に関する事前協議およびコメント受付 | (ル) 貨物の引渡と通関 |
| (ニ) 事前教示 | (ヲ) 関税分類 |
| (ホ) 異議申立手続 | (ワ) 貨物の通過に関する諸問題 |
| (ヘ) 公平性、無差別性、透明性を高めるためのその他の措置 | (カ) 税関間の協力 |
| (ト) 輸入と輸出に関連した手数料および課徴金 | (ソ) 横断的事項
(途上国に対する「特別かつ異なる配慮」、貿易円滑化委員会の設置等) |
| (チ) 輸入および輸出に関連した手続 | |

9-2: 貿易円滑化交渉～交渉妥結への流れ



10: 貿易と環境交渉

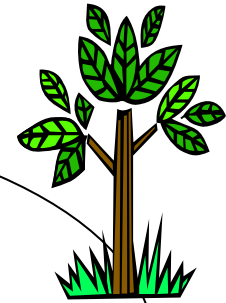


貿易の視点

- ・資源の効率的な利用による環境への負担の減少。
- ・各国の環境基準の差が貿易障壁となりうる。
- ・環境に名を借りた保護主義を懸念。

環境の視点

- ・環境を省みない経済活動の拡大は資源の大量消費や汚染や廃棄物の増大を招く。
- ・地球規模の環境問題には国際社会の取り組みが必要。



WTOで議論される、貿易と環境の関係の問題

- 多国間環境条約(例:カルタヘナ議定書)にある環境保全を目的とする貿易制限的措置と、貿易制限的措置を禁止する自由貿易ルールとの整合性
- 環境に優しい物品の流通を促進する、等

☆自由貿易と環境条約の整合性の例

- WTOルール**
- ・数量制限の禁止
 - ・最恵国待遇
 - ・内国民待遇

多国間環境協定 (MEAs)

- 例1: ワシントン条約に基づく動植物の輸出入規制

- 例2: バーゼル条約に基づく有害廃棄物の輸出入規制

貿易ルールと環境ルールの整合性を図るための規律作り

11-1: TRIPS協定の意義

知的財産権

知的創作物や営業上の標識、事業活動上有用な情報(これらを総称して「知的財産」という。)について、特許権、意匠(デザイン)権、著作権、商標権等として各国国内法令等により認められた権利の総称

ウルグアイ・ラウンド

- 知的財産権問題を議論。
- 米国などの先進国は、国際的ルールを通じた知的財産権保護強化を主張。
- 農業・繊維分野で先進国が譲歩し途上国も知的財産権交渉に参加

- 1980年代以降、知的財産を媒体とした商品やサービスが増加。
- 知的財産を保護する実効的な国際ルールの不在により、国際市場が発展する程、偽物ブランド商品や海賊版CDなど国際貿易に甚大な被害を及ぼすケースが増大。

1995年 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)

TRIPS協定の意義

- 知的財産権に関する、既存の条約(パリ条約、ベルヌ条約)を準用するとともに、これらのルールを補完・強化している。
- 著作権、特許、商標、意匠に加え、地理的表示(GI)、集積回路の回路配置、開示されていない情報等の広範な分野の知的財産を対象にしている。
- 権利行使手続(模倣品・海賊版等の水際取締りや民事・刑事上の手続等)や紛争解決了解(DSU)の利用について規定。

11-2: TRIPS協定における地理的表示

(GI: Geographical Indications)

著作権、特許権等と並び、TRIPS協定(第1条2)に規定される知的財産権の一類型

TRIPS協定第22条 地理的表示の保護

1 この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

TRIPS協定第22条の保護

- 誤認がある場合に限りGIを保護する。
→国内では不正競争防止法で保護

北海道産のハムに...
× パルマハム
○ 北海道産パルマ風ハム

TRIPS協定第23条の保護 (ワイン・スピリッツに追加的保護)

- 誤認があるか否かを問わずGIを保護する。
→国内では酒税の保全及び酒類業組合に関する法律(酒団法)及び右に基づく国税庁長官告示で保護。

山梨産ワインに...
× ボルドーワイン
× ボルドー風ワイン(山梨産)
商標の登録も拒絶又は無効

(参考)フランスは、AOC(アペラシオン・ドリジーヌ・コントレ)を制定して、ワイン、チーズ、バターなどの農産品の地理的表示を保護している。

11-3:ドーハ開発アジェンダ(DDA)での交渉・議論の現状

2008年7月21日より開催されたWTO閣僚会合を前に、7月19日、EC、スイス、インド、ブラジル、アフリカ諸国等により、モダリティ・テキスト案(TN/C/W/52)が発出され、GI登録についての強い要求、GI拡大、TRIPS/CBDの関係につき一括受諾項目とすることが求められた。閣僚会合中、議論の収束が図られるも、7月30日の会合決裂により何ら合意形成には至らなかった。

■ドーハ閣僚宣言パラ18 TRIPS理事会特別会合(アーマド議長)で議論

EC、スイス等

- 強い保護の制度を提案
- 加盟国が必ず保護するGIのリストの作成

① GIの多数国間通報登録制度

日本、米、豪等

- 少ない負担の制度を提案
- 各国での保護の参考とするデータベースの作成

■ドーハ閣僚宣言パラ12(b) 未解決の実施問題としてヨークサWTO事務局次長の下で議論

EC、スイス等

- ワイン・スピリッツ以外の製品への拡大を主張

② GIの追加的保護の拡大

日本は中立
(メリットとデメリットを見極めたい)

米、豪等

- ワイン・スピリッツ以外の製品への拡大に反対

インド、ブラジル等

- 特許出願に出所表示の記載等を義務化
- TRIPS協定改正の交渉開始を希望

③ TRIPS協定とCBDの関係

CBDは、特定の地域の植物等の遺伝資源の公正な利益配分を宣言

日本、米、豪等

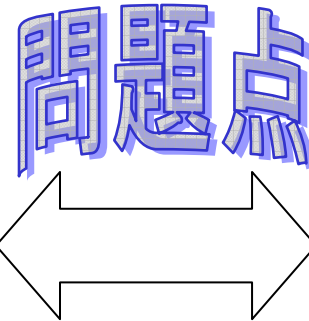
- 出所表示の義務化は、出願人に無用な負担
- 実例による議論が不十分【米はCBD未加盟】

※CBD:(Convention on Biological Diversity) 生物の多様性に関する条約

11-4: TRIPS協定と医薬品アクセス問題(1)

問題点とその対応

途上国でエイズ等の感染症の治療薬を
いかに安く購入できるようにするか、
エイズ感染者は世界で4000万人、
うち90%以上が途上国に集中



TRIPS協定が保護している特許権が
これ以上弱まったり、コピー薬が大量
生産されると製薬会社の新薬開発
意欲が衰え、将来のためにならない

1. ドーハ閣僚特別宣言: 解決策を2002年末までに一般理事会に報告。
2. 2002年12月: TRIPS協定の一部例外を認めるための一般理事会決定案をTRIPS理事会議長が作成。
3. 2003年8月30日: TRIPS理事会を経て、一般理事会において決定を採択。
4. 2005年12月6日: 一般理事会においてTRIPS協定改正議定書を採択。

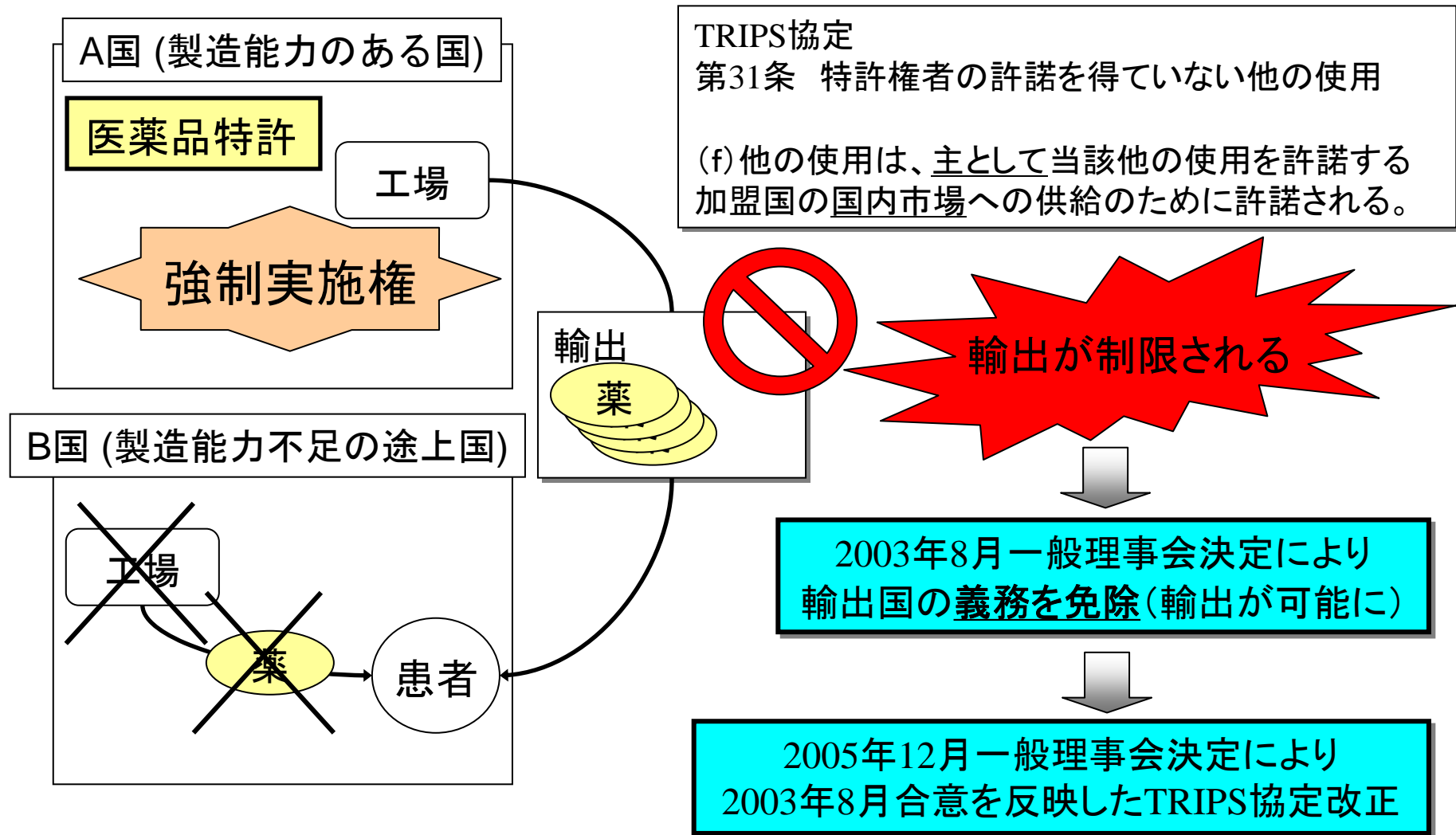
(※我が国は改正議定書を2007年8月に受諾。2008年10月現在、18ヶ国が受諾している。
全加盟国の3分の2が受諾したときに当該加盟国に効力が生じる。)

一般理事会決定(2003.8及び2005.12)の内容

医薬分野の生産能力が不十分な又はこれを有しないWTO加盟国に対して、一定の条件の下、特許権者の許諾を得ていない安価な医薬品を輸出できるようにするもの。

11-5: TRIPS協定と医薬品アクセス問題(2)

問題となるTRIPS協定の規定



12-1: 紛争解決了解 (DSU)

貿易ルールの運用をめぐる各国間の考え方の相違、経済的事情の変化等により通商紛争が発生
 ⇒GATTの時代、紛争当事国以外の第三者が紛争を法的視点から判断する「パネル」方式を導入
 ⇒ウルグアイ・ラウンドにおいて「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)」を作成

WTO紛争手続の特徴 (GATT時代との違い)

● 二審制の導入

パネル(第一審)判断に不満がある場合には、上級委員会(第二審)に上訴できる

● 手続の自動化

ネガティブコンセンサス方式(※)の導入による報告書の採択可能性向上

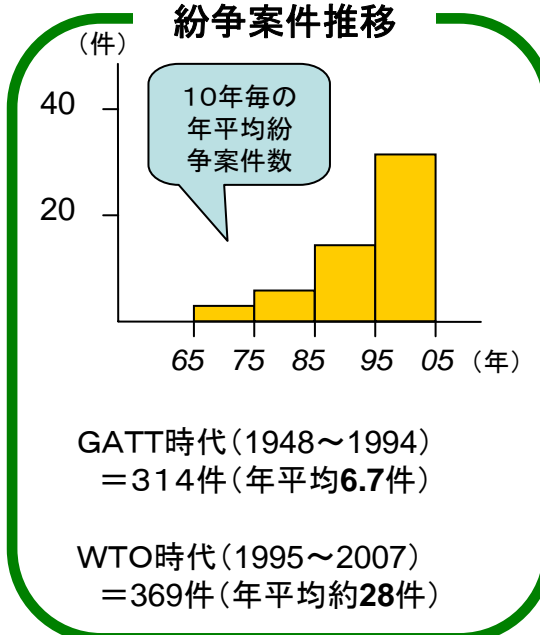
(※)全会一致で反対しない限り採択される方式。少なくとも「勝訴」した国は報告書の採択に賛成するので、採択が阻止されることは事実上ない。

パネル／上級委報告の効果

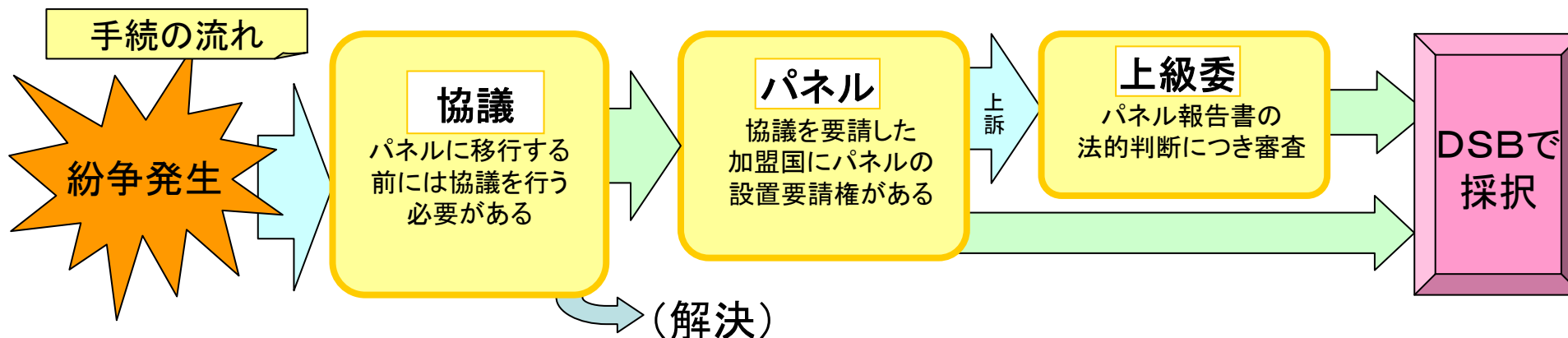
- パネル／上級委は、WTO協定違反を認定した場合には、報告書において、DSBが被申立国に対して違反措置を是正するよう「勧告」することを提言
- DSBの勧告を受けた国は、措置を是正する必要がある
- 一定の猶予期間を経ても違反措置が是正されないときには、申立国は、DSBの承認を前提に対抗措置(※)を講じることができる

(※)違反措置により申立国が被る損害と同程度の譲許の停止や輸入数量制限措置等

紛争案件推移



手続の流れ



12-2: 紛争解決了解(DSU)改正交渉

主な交渉項目

●: 現状での問題点
○: 交渉中の解決案

違反の是正確認と対抗措置の順序

~どちらが先か~

●違反措置が是正されたにもかかわらず、対抗措置が発動されてしまう可能性がある



○対抗措置の発動は、措置が是正されなかったことが確認された後に初めて可能であることを明記する

対抗措置の解除手続

~対抗措置の後始末~

●一旦対抗措置発動が承認されると、違反措置が是正されても対抗措置を解除させるための手続がない



○措置が是正された場合には対抗措置が解除されるよう、必要な手続を新たに定めることを検討
→措置が是正されたか否かの証明は、対抗措置を講じている側と講じられている側のどちらが行うこととするかなど、検討課題は多い

その他

- ・紛争解決手続の全般的時間短縮
- ・公開審理、提出文書の公表
- ・秘密の情報の保護
- ・第三国の権利の強化
- ・開発途上国に対する紛争手続上のS&D待遇

現在は、このような不合理なことが起こらないように、その都度当事国間で了解を作成して対応

パネル構成

~優秀なパネリストを迅速に選ぶために~

- パネリストは紛争毎に当事国の合意により選定されるので、時間がかかりすぎる
- 一人のパネリストが何件もの案件に携わることは少ないので、知識・経験が蓄積されにくい



○一定数の候補者からなる「名簿」を作成して、ここから選定することを検討

パネリストは、通常1案件につき3名
政府職員、法律家、学者から選ばれることが多い

差し戻し

~「えっ、また協議要請からやり直し？」~

- 上級委では法的論点のみが検討される(事実の認定はパネルのみが行い、上級委は行わない)
→措置がWTO協定違反かという法的判断に必要な事実関係がパネルで十分に認定されなかった場合、上級委が法的分析を完了することができず具体的判断がないままに案件が終了することがある



○必要な事実の認定のために審理をパネルに「差し戻す」ことができる制度を創設することを検討

WTO加盟国(153国)

(2008年10月1日現在)

1. アジア地域

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、日本、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、中華人民共和国、台湾、ネパール、ベトナム

2. 北米地域

アメリカ合衆国、カナダ

3. 中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ベネズエラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

4. 欧州地域(NIS諸国を含む)

アイスランド、アイルランド、アルメニア、欧州共同体(EC)、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、英国、グルジア、アルバニア、クロアチア、モルドバ、マケドニア

5. 大洋州地域

オーストラリア、ソロモン、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、トンガ

6. 中東地域

アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、トルコ、バーレーン、ヨルダン、オマーン、サウジアラビア

7. アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、コートジボワール、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、ルワンダ、レソト